

平成27年3月11日

1 審査付託事件

- 認定第47号 平成27年度土幌町一般会計予算
認定第48号 平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
認定第49号 平成27年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
認定第50号 平成27年度土幌町介護保険事業特別会計予算
認定第51号 平成27年度土幌町介護サービス事業特別会計予算
認定第52号 平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
認定第53号 平成27年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
認定第54号 平成27年度土幌町農業共済事業特別会計予算
認定第55号 平成27年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席委員（9名）

秋間 紘一 飯島 勝 森本 真隆 細井 文次 服部 悦朗
清水 秀雄 中村 貢 大西 米明 加藤 宏一

3 欠席委員（1名）

和田 鶴三

4 説明のため出席した者

町長 小林 康雄 農業委員会会長 渡邊 睦実
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 山中 雅弘
総務企画課長 寺田 和也 会計管理者 土屋 仁志
町民課長 波多野 義弘 保健福祉課長 大森 三宜子
産業振興課長 高木 康弘 建設課長 増田 優治
道路維持担当課長 佐藤 英明 子ども課長 高橋 典代
子ども課長 高橋 典代 特老施設長 金森 秀文
病院事務長 奥村 光正 消防署長 荒田 雅則

ほか、関係主幹及び担当主査、係長

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 堀江 博文 参与 笠谷 直樹
教育課長 辻 亨 給食センター所長 鈴木 典人
高校事務長 藤村 延

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 遠藤 政雄

8 職務のため出席した議会議務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

9 議事録

(午前10時00分)

秋 委員長	昨日に引き続き予算審査特別委員会を開きます。 なお、服部委員、和田委員から欠席届が出ておりますので、報告させていただきます。 本委員会の運営について特段の協力をお願いいたします。 審査の方法は、理事者から総括説明の後、各款ごとに説明を受け、質疑を受けた後、各会計ごとに討論、採決を行います。これに異議ありませんか。
	(異議なし)
秋 委員長	異議なしと認めます。 よって、審査方法は各款ごとに説明を受け、質疑を受けた後、各会計ごとに討論、採決することに決定いたしました。 なお、関係する主幹並びに主査も議場に待席しておりますので、必要に応じて委員長の指名により答弁する場合がありますので、ご了承願います。 また、説明員の交代につきましては、その都度休憩を宣言して行いますので、あらかじめご了承願います。 平成27年度土幌町一般会計予算を議題といたします。 理事者の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。
柴 副町長	それでは、平成27年度予算の総括説明をさせていただきます。説明資料により説明をさせていただきます。 1ページからお開きください。1ページでは平成27年度当初予算全会計の総括表となっております。一般会計から病院事業会計まで記載されておりますが、一般会計では平成27年度68億1,500万円で、対前年度比1億7,200万円、2.5%減の予算となりました。 国保会計は、保険給付費が前年度より微減となっているものの、共同事業拠出金が大幅に増加したことなどにより、前年度より約1億4,500万円増の12億1,330万3,000円となりました。 後期高齢者会計では、広域連合への納付金が増額となったため、前年度比478万円ほど多い9,528万8,000円の予算額となりました。 介護保険会計では、保険給付費の伸びにより前年度比0.2%、約119万円増の6億2,406万9,000円となりました。 介護サービス会計では、介護報酬引き下げの改定が予定されていま

説明

すが、前年度と同様の介護報酬で積算し、結果としまして前年度比約1,272万円、2.4%減の5億2,537万3,000円となったところであります。

簡易水道会計では、道営農用水事業の実施による負担金の増などにより、前年度比15%、約4,763万円増の3億6,516万1,000円となっております。

下水道会計におきましては、起債償還の減などにより前年度比4.1%、約613万円減の1億4,381万1,000円となりました。

共済会計では、農作物共済勘定で小麦の作付面積の減により12.1%の減、家畜共済勘定で家畜の評価額の増により1.9%の増、畑作物共済勘定で豆類やてん菜の作付面積の増により15%増の、総体では前年度比で3%上回る予算となったところであります。

病院事業会計においては、前年度より1日平均の入院で1名少ない49人、外来で6.9人少ない1日当たり109.8人とし、これにより経費等も減額を見込んだため収益的支出で前年度比で約511万円、0.6%減の9億1,911万6,000円となり、一般会計からの繰入金を前年度より2,000万円少ない2億6,000万円としたところであります。資本的支出では、医療機器の購入費の減により前年度比0.3%の微減となったところであります。

全会計の総額は120億4,087万1,000円、率で0.3%の増とほぼ前年度並みの予算となったところであります。

2ページ目は、平成27年度一般会計の歳入歳出別の対比表であります。円グラフの外側が27年度分でありまして、前年度と比較となっております。上段のグラフが歳入でありまして、町税や地方交付税、臨時財政対策債の減により一般財源が減となったとともに、分担金や負担金、基金繰入金、臨財債以外の町債など特定財源も減となり、ほぼ前年度と同じ構成となったところであります。下段のグラフが歳出でありまして、普通建設事業費の減により投資的経費の割合が減となった反面、物件費、扶助費、補助費の増により消費的経費の割合がふえております。

3ページ目は、歳入歳出の款別の対比表であります。左側が歳入であります。先ほど説明したとおり臨財債を含めた町債や繰入金が大きく減った一方で道支出金や諸収入が大きくふえたため、それらの構成比が変わっております。右側が歳出でありまして、総務費では庁舎耐震等改修事業費、消防費では人件費、公債費では元利償還金などそれぞれが減となり、民生費では子ども交流センター新築工事費、農林業費では多面的機能支払い事業保全隊補助金、土木費では町道整備事業や住宅団地造成費など、それぞれの増によりこのような構成となったものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。性質別の歳出予算額調であります。人件費につきましては0.2%の微増となっております

が、職員手当と共済費が増加したことによるものであります。物件費の8.6%の伸びにつきましては、臨時職員等の賃金の増、戸籍総合システム更新事業等による備品購入費の増、社会保障・税番号制度に対応する電算プログラムの変更に係る委託料の増などによるものであります。補助費のうちその他の補助費の5.1%の伸びは、企業立地促進奨励金や高校通学バス等運行助成金などが前年度比で大きく伸びたことによるものであります。普通建設事業では、補助事業は前年度比でほぼ横ばいとなりましたが、単独事業において新規事業の子ども交流センターの新築工事、障がい者総合施設の外構工事のほか、地方道路整備事業や多面的機能支払い事業保全隊補助金の増などがあります。庁舎耐震等改修事業費が皆減となったため15.4%の減となっております。道営事業負担金につきましては、土幌西部南、土幌北部地区の畑総事業が事業地区完了により事業量が減少したため12.6%の減となりました。公債費では、元利償還額の減によるもので13.6%の減となりました。繰出金では、国保事業、介護保険事業、介護サービス事業、公共下水道事業への繰出金の減によるものが減少の要因であります。

6 ページ、7 ページで、節別の歳出予算額調であります。報酬は、教育委員会参与の報酬が皆減となったところによるものです。給料、手当等につきましては、先ほど性質別で説明したとおりであります。共済費については率の変更によるものであります。賃金では、小学校における少人数学級教諭や特別支援員などの増などによるものであります。報償費では、新たに開始するふるさと納税の特典贈呈事業に係る経費の増が主な要因であります。需用費のうち賄い材料費の増額は、学校給食における消費税増税分や物価高騰分を加味した増額が主な要因であります。委託料では、先ほど性質別で説明した電算プログラムの変更などに係る増のほか、農道整備事業の調査設計や新拠点の基本設計、実施設計などにかかわるものによる増であります。工事請負費では、子ども交流センターの新築工事、障がい者総合施設の外構工事がふえた一方、庁舎耐震等改修事業費の皆減などがあり、2億5,087万円、24.8%の減となったものであります。備品購入費での増額につきましては、戸籍総合システム更新事業のほか、役場庁舎や中土幌公民館の草刈り機、観光3施設の施設備品、子ども交流センターの施設備品、小学校における指導用図書、高校農場の小型トラクター、公用車2台の更新等であります。貸付金の増額につきましては、第三セクターの貸付金の増によるものであります。補償、補填及び賠償金では、土木費の補償費の減が主な要因であります。それ以外につきましては、性質別予算額調の説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

次に、8 ページの性質別歳出予算財源内訳ですが、特に補助費の国庫支出金が減少しているのは、前年度に実施された臨時福祉給付金並

びに子育て世帯臨時特例給付金によるものであり、単独事業の地方債減少の原因は、庁舎耐震化等にかかわる緊防災によるもので、その他は前年並みとなっているところであります。

次に、9ページ、10ページであります。ここは建設事業費に関するものであります。まず、1の補助事業であります。社会資本総合整備交付金事業として新たに1路線と橋梁長寿命化修繕2橋の事業を見込んでおり、また公営住宅建設建てかえ事業として8,900万円を見込んでおります。補助事業の総額は、前年度とほぼ同額となっております。

単独事業分として、子ども交流センター新築事業に1億5,000万円、障がい者総合施設外構整備事業に1,900万円、多面的機能対策事業に1億4,500万円、農道整備事業は新たに3地区の調査設計費として6,400万円、しほろ温泉施設設備改修事業に700万円、新拠点基本設計・実施設計事業として4,000万円、町道整備事業は継続2路線に1億6,000万円、住宅団地造成事業に3,350万円等を計上し、単独事業の合計では前年度より約1億5,900万円ほど減となったところであります。道営林道事業では、前年度同様ワッカ美加登線の開設事業分の負担金を計上し、道営土地改良事業では一部地区が事業を終了したため事業量が減少しましたが、6地区分に1億6,000万円を計上いたしました。

最後に、失業対策事業分では、昨年度と同様に町単独事業分の約300万円余りとなったところであります。

次に、11ページでは、国費、道費による各種事業導入調であります。道営担い手畑総整備事業では、土幌南部第2地区が新たな事業地区として予定をされております。

12ページ以降は、重立った事業の内容と建設事業及び町有林管理事業の箇所図を載せてありますので、参照願いたいと思います。

以上で平成27年度一般会計予算の概要の説明とさせていただきます。

秋 間
委 員 長

以上で総括説明が終わりました。
これより各款について説明を求めます。なお、説明に当たっては、特に新規事業について詳細な説明をお願いいたします。
説明員の交代をいたします。
暫時休憩いたします。

暫時休憩

秋 間
委 員 長
瀬 口
事 務 局 長

休憩を解きます。
議会費、総務費について説明願います。議会事務局長。
議会費につきまして、議会事務局長、瀬口より説明申し上げます。
32ページをごらんください。1款1項1目議会費の予算総額は8,91

秋 間
委 員 長
寺田総務
企画課長

5万5,000円で、対前年度比519万1,000円の増額となっております。主な要因は、3節職員手当等及び4節共済費でそれぞれの率改定に伴い、合わせて402万9,000円の増です。9節旅費、14節使用料及び賃借料のうち自動車借り上げ料は道内行政視察等によるもので、合わせて約98万4,000円の増です。そのほかの節につきましては、おおむね前年同様に予算計上しております。

以上で説明を終わります。

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

33ページの2款1項1目一般管理費ですが、予算額は3億5,543万4,000円で、前年度対比5億495万3,000円の減額でございます。その主な要因としまして、2節、3節、4節の人件費で913万1,000円の減額。7節賃金で234万9,000円の増額。34ページに移りまして、11節需用費の消耗品費、燃料費、修繕料の減額、電気料の増額などにより、差し引き70万1,000円の減額。12節役務費では、その他手数料で書類廃棄手数料として36万円の増額。35ページ、13節委託料は役場庁舎、コミセン管理業務、ボイラー点検業務、個人番号制にかかわります例規整備支援業務などで225万4,000円の増額となっております。15節工事請負費は、庁舎、コミセン耐震等改修工事、電話配線埋設工事分が5億186万3,000円を減額しております。18節備品購入費は、芝刈りトラクターの購入などで184万5,000円の増額。25節積立金では、耐震改修基金の廃止によりまして利子収入が減額となっております。これら以外の費用につきましては、前年度とほぼ同様でございます。特定財源の内訳につきましては、33ページの職員給与費負担金、権限移譲交付金を記載のとおり充当しております。

次に、35ページに戻りまして、2日文書広報費では予算額489万6,000円で前年度対比55万3,000円の増額でございます。その内訳は、11節需用費の燃料費で5,000円、印刷製本費で町勢要覧の増刷分として54万9,000円の増額となっております。特定財源としまして、自衛官募集事務委託金を充当しております。

次に、36ページの3目財産管理費では予算額3,545万8,000円で、前年度対比104万3,000円の減額でございます。その主な内容としまして、11節需用費で消火器更新本数の減、公用車車検整備台数の減などで63万2,000円の減額。12節役務費で自動車保険料、火災保険料、車検手数料などで41万8,000円の減額。18節備品購入費で公用車更新などで10万5,000円の増。27節公課費で9万8,000円の減額となっております。これ以外の費目につきましては、前年度とほぼ同様でございます。特定財源につきましては、土地建物使用料、土地施設の貸付料、科目存置の売払収入、生き生きまちづくり基金繰入金、雑入金、一般単独事

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

業債をそれぞれ充当しております。

以上で説明を終わります。

産業振興課長。

産業振興課長、高木から説明をいたします。

37ページの4目町有林管理費については、前年度比199万3,000円減の3,917万円を計上したところです。減額の要因は、間伐事業の減によるものであります。2節から4節までは、職員2名分の人件費であります。主な支出ですが、13節委託料では間伐調査及び測量に111万8,000円、15節工事請負費では造林、下草刈り、除伐、間伐、林内環境整備事業に225万7,000円減の合計1,769万2,000円。16節原材料費では、造林用のヤチダモ、カラマツ、ニレ苗木205万5,000円を計上したところであります。100年の森づくり事業につきましては、平成25年度から進めているもので、林道ワッカクネップ線沿いの町有林約14haにおいて5月末に第2回町民植樹祭と28年度の準備地ごしらえを行う経費として13節で100年の森整備委託料として35万4,000円、14節で簡易トイレ借り上げ料8万7,000円、16節造林用苗木205万5,000円のうちニレ苗木15万3,000円など、合計61万1,000円を計上したところあります。それぞれの事業箇所、事業面積につきましては、説明資料の15ページの平成27年度町有林管理事業位置図を参照いただきたいと思います。特定財源としましては、町有林造林事業補助金760万円、立木売払収入348万9,000円、間伐材売払収入105万8,000円であります。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

5目公平委員会費でございますが、前年度と同額の15万4,000円を計上しております。

38ページ、6目企画費では予算額9,076万5,000円で、前年度対比1,215万9,000円の増額となっております。その主な要因ですが、1節報酬でまちづくり総合計画策定に伴う町民会議の回数増で22万7,000円の増。8節報償費で、ふるさと寄附特典としまして1万円の寄附に対しまして5,000円相当分の特典を送ることを基準としまして、540万円を新規計上。11節需用費では、移住体験住宅の電気料、ガス代、水道料の増、燃料費、修繕料の減で、差し引きまして7万3,000円の増額となっております。12節役務費では、ふるさと寄附にかかわりますウェブサイト利用料、郵便振替手数料を新規計上し、33万6,000円の増。13節委託料では、まちづくり総合計画策定支援業務で250万円、総務省から要請のあります公共施設管理計画策定業務、これにつきましては公共施設の延命を図るための計画という内容でございます、その

業務で500万円、新たな公会計制度導入に向けた固定資産にかかわります資産整備支援業務で500万円を新規計上し、総合計画事前調査、移住定住パンフレット作成の完了によりまして245万円を減額し、差し引きまして1,001万円の増額となっております。39ページ、15節工事請負費では移住体験住宅外構工事の完了で180万円の減額。19節負担金補助では美濃市との姉妹都市提携20周年事業の完了によりまして2大まつりの負担金20万円、都市交流推進委員会活動助成金92万円をそれぞれ減額しております。太陽光発電システム導入事業助成で設備設置費用が安価になってきたことによりまして、1kW当たり7万円を5万円に引き下げることとしまして、80万円を減額し、200万円を計上したところでございます。25節積立金は、生き生きまちづくり基金積立金5,202万6,000円を計上しております。これ以外につきましては、前年度とほぼ同様でございます。特定財源としましては、土地利用規制等対策事業交付金、太陽光発電施設、移住体験住宅の貸付料、ふるさと創生事業基金利子収入、生き生きまちづくり基金利子収入及び繰入金をそれぞれ充当しております。

続きまして、7目環境対策費は予算額435万9,000円で、前年度対比27万5,000円の減額でございます。その内訳としまして、9節旅費の環境審議会委員費用弁償及び19節負担金補助の環境自治体会議負担金の減でございますが、平成26年度は環境自治体会議がニセコ町で開催されたため、審議会委員が参加するための経費として計上しておりましたが、新年度につきましては奈良県生駒市の開催となるため、この部分を減額したところでございます。これ以外の費用につきましては、前年度と同様となっております。特定財源につきましては、生き生きまちづくり基金繰入金を充当しております。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
波 多 野
町 民 課 長

町民課長。

8目生活安全推進費について、町民課長、波多野から説明いたします。

本年度の予算総額は351万3,000円で、前年度対比17万6,000円の減額であります。その主な内容は、9節旅費の交通安全指導委員費用弁償で14万円減の96万3,000円、これは前年度中標津町で開催されました交通安全指導委員道東研修が本年度は帯広市で開催されることによるものと、18節備品購入費で交通安全指導員交代による被服購入費10万円を新たに計上したものでございます。そのほかの節につきましては、事業実績等を勘案し、前年度と同様な額を計上しております。特定財源としまして、消費者行政活性化事業交付金3万円を充当しております。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

9目情報管理費は予算額6,526万円で、前年度対比2,198万2,000円の増額で、主な内容としまして41ページの13節、個人番号制度にかかわりますプログラム変更委託料としまして2,197万8,000円を新規計上したところでございます。これ以外につきましては、前年度とほぼ同様でございます。特定財源につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を充当しております。

次に、10目地域生活交通確保対策事業費は予算額1,593万7,000円で、前年度対比271万2,000円の増額でございます。その内訳としまして、11節需用費は燃料費の減と電気料の増で、差し引き2万7,000円の減額。13節委託料では、バス待合所の管理で14万9,000円の増額、交通公園管理で6万円の減額、コミュニティバス本格運行経費としまして13万円、試験運行より13万円を増額しております。バス停看板等の作成で20万円を増額し、差し引きまして41万9,000円の増額となったところでございます。15節工事請負費は、土幌バスタッチの塗装工事132万円を新規計上しております。19節負担金補助では、地域生活交通路線維持費負担金を100万円増額したところでございます。特定財源につきましては、国鉄土幌線基金利子収入及び基金繰入金を充当しております。

続きまして、42ページ、11目協働推進事業費ですが、予算額1,591万5,000円で、前年度対比14万円の減額で、その内容としましては8節報償費でリサイクル推進事業報償を前年度実績によりまして減額したところでございます。特定財源は、ふるさと創生事業基金利子収入及び雑入であります有価物売払収入の一部を充当しております。

次に、12目諸費では予算額1,166万8,000円で、前年度対比353万3,000円の増額でございます。その主な内容ですが、1節報酬で個人番号制度に係ります個人情報保護審査会の会議回数増を見込みまして5万7,000円の増。11節需用費で消耗品費、燃料費の減額、電気料の増額で、差し引き26万5,000円の減額。18節備品購入費で半自動除細動器の更新台数の増によりまして131万9,000円の増額。19節負担金補助では、上居辺地区、佐倉地区の100周年記念事業助成としまして各100万円を新規計上し、20節扶助費では災害救助物資購入費を39万円増額したところでございます。これ以外の費用につきましては、前年度とほぼ同様となっております。

続きまして、43ページの13目財政調整基金費は予算額118万2,000円で、前年度対比27万5,000円の増額で利息分を基金に積み立てるものがございます。特定財源としまして、基金利子収入を全額充当しております。

秋 間
委 員 長
波 多 野
町 民 課 長

次に、14目愛のまち建設基金費は予算額1,040万5,000円で、前年度対比1,002万1,000円の増額でございます。利子分を基金に積み立てるほか、ふるさと寄附にかかわります指定寄附金を積み立てるもので、特定財源は基金利子収入及び指定寄附金を全額充当しております。

続きまして、15目飯島賞贈呈基金費は予算額4万9,000円で、前年度対比同額で、表彰記念品を購入するものでございます。特定財源は、基金利子収入と基金繰入金を全額充当しております。

次に、16目減災基金費は予算額173万7,000円で、前年度対比5万8,000円の減額で、利子分を基金に積み立てるものでございます。特定財源は、基金利子収入を全額充当しております。

以上で説明を終わります。

町民課長。

44ページに移りまして、2項1目税務総務費について、町民課長、波多野から説明申し上げます。

本年度の予算総額は6,276万9,000円で、前年度対比192万7,000円の増額であります。この主な内容は、2節から4節の人件費に係る部分で職員の異動に伴う70万8,000円の減、7節賃金では申告、賦課、徴収業務の臨時職員1名、262万8,000円増の524万8,000円を計上しております。そのほかの節につきましては、事業実績を勘案し、前年度と同様な額を計上しております。特定財源につきましては、土地精通者謝金2万円を充当しております。

次に、2目賦課徴収費ですが、本年度の予算総額は770万4,000円で、前年度対比326万8,000円の減額であります。その主な内容は、13節委託料で平成26年度で3年ごとに行う評価評価替え事務が終了することによる316万4,000円減の239万8,000円。45ページに移りまして、19節負担金補助及び交付金の十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金で26万6,000円の増、45万7,000円で今までの引き継ぎ滞納者に加え、主に所得があって納税相談に応じない中長期に未納がある方に対し引き継ぎ件数6名を4名ふやし、10名として計上しました。このほかの節につきましては、事業実績等を勘案し、前年度と同様の額を計上したところでございます。特定財源につきましては、自動車臨時運行許可申請手数料3万円を充当しております。

続きまして、45ページに移りまして、3項1目戸籍住民基本台帳費では本年度予算総額4,236万1,000円で、前年度対比2,115万4,000円の増額であります。この主な内容は、2節から4節の人件費に係る部分で13万2,000円の減。13節委託料の住民記録システム戸籍連携処理改修委託として193万8,000円。46ページに移りまして、18節備品購入費として平成22年度に新規導入した戸籍総合システムが更新の時期を迎えたことによる1,944万円をそれぞれ新規計上したところでございま

<p>秋 間 委員長 寺 田 選挙管理 委員会 事務局長</p>	<p>す。このほかの節につきましては、事業実績等を勘案し、前年度と同様の額を計上したところでございます。45ページに戻りまして、特定財源につきましては、諸証明手数料、中長期在留者居住地届け出等事務委託金、権限移譲交付金、人口動態調査事務委託金を合わせて280万9,000円を充当しております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>選挙管理委員会事務局長。</p> <p>選挙管理委員会事務局長、寺田より説明申し上げます。</p> <p>46ページ、4項1目選挙管理委員会費では予算額779万9,000円で、前年度対比19万1,000円の増額でございます。その主な内訳は、2節から4節の人件費によるものでございます。</p> <p>次に、2目知事道議会議員選挙費は本年4月に実施されます統一地方選挙の費用470万9,000円を計上しております。この選挙は、4月12日投開票の予定でありまして、準備から終了まで年度をまたがったの実施でございます。平成26年度、27年度に分散して予算計上しているところでございます。特定財源としまして、選挙委託金を全額充当するものでございます。</p> <p>次に、47ページ、3目町議会議員選挙費ですが、本年4月に実施するもので、その必要経費としまして1節報酬から19節負担金補助まで、総額で607万5,000円を計上するものでございます。</p> <p>次に、48ページ、町長選挙費、農業委員会委員選挙費は、本年度は予定がないことから廃目としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>秋 間 委員長 寺田総務 企画課長</p>	<p>総務企画課長。</p> <p>5項1目統計調査総務費について、総務課長、寺田より説明申し上げます。</p> <p>予算額は850万4,000円で、前年度対比279万8,000円の増額でございます。その主な内容でございますが、本年度は5年に1度実施されます国勢調査の実施年に当たるため、1節報酬のほか必要経費を増額計上したところでございます。特定財源は、それぞれ記載のとおり各調査委託金を充当するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>秋 間 委員長 瀬口監査 委員会 事務局長</p>	<p>監査委員事務局長。</p> <p>49ページ、監査委員費について、監査事務局長、瀬口より説明申し上げます。</p> <p>6項1目監査委員費の予算総額は240万9,000円で、対前年度比31万2,000円の増額でございます。主な要因は、9節旅費で4年に1回出</p>

		<p>席をしております全国監査委員研修費の増額計上です。そのほかの節につきましては、おおむね前年同様に予算計上しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	秋間 委員長	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。なお、質疑は1人1問とし、さらに質疑があれば他の委員の質疑が終わってから許すことにしたいと思います。また、質疑の際は予算書のページ番号、予算科目の目、節を明示して質疑をお願いいたします。</p> <p>それでは、議会費、総務費について質疑を行います。ございませんか。5番、細井委員。</p>
	細井委員	<p>それでは、初めに質疑というより、本来であれば一般質問ですべきことなのでしょうけれども、機を逸しましたので、27年度の予算委員会の中で質問させていただきます。</p> <p>町長も4期を終わり、昨年末に5期目ということで新たなスタートを切っております。そのような中で、町長の重点施策の中で時代のニーズを踏まえた積極的な施策を展開する、また戦略的かつめり張りのあるまちづくりをするということで新たな5期目の本町のかじ取りを始めておりますけれども、本27年度の予算の中で町長の政策予算、特にこの部分には力を入れて予算配分をしたというところがあれば説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
	秋間 委員長 小林町長	<p>町長</p> <p>それでは、細井委員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。</p> <p>5期目のスタートということになるわけでありましてけれども、執行方針でも申し上げたとおり、定住促進と、それから子育て支援対策と地域活性化対策ということで予算を配置したところでありますけれども、定住については民間の賃貸住宅の補助とあわせて住宅団地の造成等について予算配置をしたところでありますし、子育て支援対策についてはそれぞれ説明のとおり、乳児医療の中学3年まで全額補助と、それから学校給食費の父母負担軽減対策として50円当たり負担をするということで500万円の補助を裁定したところでありますし、さらに本年度小学校の再編も含めて放課後子供たちの安全対策、あるいは充実した放課後を進めるために子ども交流センターを設置するというような予算内容にしたところであります。さらに、地域活性化対策については、主に商工会の定住対策あるいは貸し店舗対策等についてそれぞれ予算配置をしたところであります。</p>
	秋間 委員長 細井委員	<p>以上であります。</p> <p>5番、細井委員。</p> <p>幾つか説明いただきましたけれども、私としては町長は広く予算配</p>

分をされているなという気が今回27年度にはいたしました。そんな中で、やはり5期目となれば思い切った予算配分、目玉となるものはこれだということがだんだん必要ではないかと。5期目となりますと、町長も何期か無投票でということで当選されておりますけれども、なかなかその中にも批判票というのか、そういったところが町民の中にも少しくすぶっている方もいらっしゃると思います。そんな中で、町長のかじ取りを4年間、町民はお任せしたのですから、めり張りのあるという形で重点施策を打ち出しておりますので、今この審議の中では何点か今町長お答えになりましたけれども、この中でまた質問させていただきたいと思っておりますけれども、できればめり張りという言葉が使われておりますから、しっかりした、今回の5期目に当たってはこれなのだということがもう少し欲しかったなという気がいたしております。そんな中で、予算委員会の中で多岐にわたって今説明がありましたから、その都度質問させていただきたいと思っておりますので、特に今幾つかおっしゃいました、また執行方針の中にも当然載っておりますけれども、率直に今町長がお考えになっている、ここだけは重点なのだということがきっとあると思っておりますので、お答えいただければと思います。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

今の3点なのでありますけれども、今年度予算の額でいけばやはり子育て支援対策として進めた、今申し上げた3つを今年度予算では重点としたところでありまして、そのほか今年度特に新しい道の駅的设计委託費を組んでいるわけでありまして、今後農業情勢がご案内のとおりTPP含めて大きく変わる中では、本町農業は非常に生産性の高い農業を展開してきたところでありまして、特に今TPP含めて消費者ニーズが変わる等々の中では、新たな土幌農業とプラスアルファとして食の発信をしていくという、そういう取り組みが必要だということで、特に新しい道の駅についてはそういうものをしっかり担っていくということで、農協、商工会を初め関係の皆さんともしっかり協議しながら、そういう役割を果たせるように、ぜひ基本設計、建設、それから会議を開設という中でそういう認識を持って取り進めていきたいというように思っているところであります。

秋 間
委員 長
加藤委員

12番、加藤委員。

44ページの2項徴収費、2目の賦課徴収費、12節の役務費とあります。その中の収納代理業務手数料22万7,000円と計上されています。これは、たしかコンビニ収納の手数料だったというふうに昨年は説明を受けているのですけれども、昨年は32万4,000円の計上で今回また下がっていると。実際はコンビニ収納は伸びていないのかな、その辺

	お聞きします。
秋 間 委員 長	町民課長。
波 多 野 町民課長	町民課長、波多野より説明申し上げます。 前年度は、コンビニ収納というところで初期投資ということで設定 がありましたので、その分9万7,000円が減額になっております。そ れで、コンビニ納付の関係でございますが、現在のところ実績のほう、 今資料出しますので、ちょっとお待ちください。
秋 間 委員 長	暫時休憩します。
	暫時休憩
秋 間 委員 長	休憩を解きます。
波 多 野 町民課長	平成26年度、今年度なのですけれども、始まっておりますけれども、 現在のところ利用者が287件、これは1月末現在なのですけれども、2 87件。金額として474万2,140円ということで、月平均31.9人。金額と して52万7,000円程度になってございます。 以上で説明を終わらせていただきます。
秋 間 委員 長	12番、加藤委員。
加藤委員	去年は、このシステム導入するに委託料を別に用意しているのです、 10万円以上のお金。その分が減額というのはちょっと筋が通らないか なと思うのですけれども、これだけの件数あるということはさらに ふやして、こっちのほう効率が、いわゆる払う側の人の歩み寄った徴 収なので、これはまた伸びていくようにいろんなPRしていただくほ うが何よりかな。最初課長の言った設定するにかかった金の減額とお っしゃったけれども、僕は違うと思うのですけれども、もう一回説明 してもらいます。
秋 間 委員 長	町民課長。
波 多 野 町民課長	済みません。訂正を申し上げます。 こちらのほう、当初、ちょっとお待ちください。
秋 間 委員 長	暫時休憩いたします。
	暫時休憩
秋 間 委員 長	休憩を解きます。
波 多 野	大変申しわけございません。

町民課長	<p>前年度、当初なものですから、見込みが3,000件でコンビニ納付を見ておりました。先ほど言ったように、実績で287件ということで、実績を見込んで1,500件で計上させていただいております。</p> <p>済みません。訂正しておわび申し上げます。</p>
秋 間 委員 長 出村委員	<p>6番、出村委員。</p> <p>34ページの需用費の中の電気代なのですけれども、これ増額されているのです。これ新電力に切りかわるための増額なのかお伺いいたします。</p>
秋 間 委員 長 寺田総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。</p> <p>今回の電気料につきましては、新電力に契約をした額で積算をしまして計上したところでございます。なお、北電の値上げがかなり大幅に値上げされているというところで、その部分から新電力に契約がえをして金額が下がるということで今回計上させていただいておりますので、もともとの北電の値上げ分が非常に多くなっているものですから、どうしても増額という、そういう予算になるということでご理解をいただきたいというふうに思います。</p>
秋 間 委員 長 出村委員	<p>6番、出村委員。</p> <p>この新電力というのは高压電力を使用しているところに対して適用されるということで、施設としてはどの辺の施設を切りかえるのか。</p>
秋 間 委員 長 寺田総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。</p> <p>新年度新電力に契約をしようとしております施設でございますが、学校関係では中央中、土幌小、上居辺小、新田小、中土幌小の5校でございます。そのほか町の公共施設で西土幌の浄水場、福祉センター、それから役場庁舎、総合研修センター、食品加工研修センター、土幌高校、国保病院、中土幌リサイクルセンター、認定こども園、簡易水道施設、終末処理場、特養ホームということで、全体で17施設を契約しようとしております。そのほかに土幌の消防とピア21、しほろ温泉プラザ緑風も、これは町のほうで一括、会費5万円を支払うことによって、公共施設、またそれに伴う三セク等の施設も契約できるということになっておりますので、その3施設も新電力のほうに契約するという考え方でいるところでございます。</p> <p>以上です。</p>
秋 間 委員 長	<p>6番、出村委員。</p>

出村委員	ほとんどというのか、ほとんどでもないのか、これによる削減効果というのか、どのぐらいの金額が削減されるのかお伺いいたします。
秋 間 委員 長 寺田総務 企画課長	総務企画課長。 総務企画課長よりお答えをさせていただきます。 町の施設、17施設で約240万円ほどの減額を予定しております。そのほか3施設で39万円ほどの減額が考えられるということで、総体的には280万円ほどの減額がされるということで試算されているところでございます。
秋 間 委員 長 出村委員	6番、出村委員。 あと一般質問で質問させてもらっているのですけれども、それに対して懸念されるところが安定的に供給されるのかどうかというのを伺いいたします。
秋 間 委員 長 寺田総務 企画課長	総務企画課長。 この新電力の契約についてでございますが、PPS、新電力に契約をいたしましても、北電からの供給を受けることになります。それで、新電力の事業者は北電に対しまして電気を供給すると。町の施設に対して直接電力を供給するわけではございません。北電からの供給で間に新電力会社が入るという形でございます。万が一災害等があった場合には、新電力事業者に事故があっても、電気事業法によりまして電気事業者、北電は新電力会社と契約を行っている施設に対して電気をとめることはできないということで、電気事業法でそういうふう定められておりますので、電気の供給がストップされるということはないということでございます。一応そのようなことで確認をさせていただいているところでございます。
秋 間 委員 長 細井委員	以上です。 5番、細井委員。 ということは、供給はされるけれども、金額についても、例えば新電力会社がトラブルしてしまったと。新電力会社から供給できなくなったときに北電が従来のおりに供給してくれるのですけれども、そういった金額というのは新電力契約の中でいくのか、北電のほうになっていくのかということなのですか。
秋 間 委員 長 寺田総務 企画課長	総務企画課長。 総務企画課長よりお答えをさせていただきます。 大変申しわけございませんが、そういった事態になったときに電気料がどのようになるかということは現在確認をしていない状況でござ

います。今後のために確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

秋 間 8番、清水委員。

委員 長

清水委員

45ページですが、先ほど説明をいただきました。町税の関係ですが、19節で説明いただきました。市町村税滞納整理機構に4名分を委託するというので、そのことによって増額になっているということの説明でありましたけれども、4名分で現在滞納している額は幾らになりますか。

秋 間 町民課長。

委員 長

波多野

町民課長

4名増員する部分の方という形ですね。まだ滞納整理機構に引き継ぎをしておりません。年度末ぐらいにある程度の収入だとか、個別の相談を受けて、その上で先ほども言いましたように所得のある方を中心に引き継ぎしていきたいと思います。ですから、この人ということで増の人は決めておりません。

秋 間 8番、清水委員。

委員 長

清水委員

そうすると、今の説明では一応4名分程度を想定はしているけれども、どのぐらいになるかということはまだわからないということね。わかりました。

秋 間 ここで11時10分まで休憩といたします。

委員 長

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

秋 間 休憩前に引き続き特別委員会を開きます。

委員 長

大西委員

何かございませんか。11番、大西委員。

企画費の中に町長も先ほど言った今年の重点として定住促進をやりたいという話なのですけれども、これはなかなかよその地域からここに来てもらうということは、いろんなことをやっても大変難しい事業なのだと私は思います。

まず、手っとり早いのは、町職員が町外から通っている。町が一生懸命定住促進やっているのに、職員が町内に家を建てないで町外に建てて、町外から通ってくるなんていう職員はいないのですか。どうですか。私は、何年前に一般質問でそれをしたときに、13%ぐらいの町職員が町外から通っているということでしたが、多くは看護師ということで、それはやむを得ないだろうなという話をしていたのですが、採用のときは土幌町に住むことというのが僕が一般質問したときには臨時職員も町外から通っている人もいました。町が定住促進して、こ

秋 間 委 員 長	れだけ苦勞しているということを職員は皆わかっているのだと思うのです、町長の考え方も。それにもかかわらず、町外から通っている、そういう職員がいるとしたら、いるのかどうか分かりませんが、そういう人はいるのかいないのかお聞きします。
	暫時休憩します。
	暫時休憩
秋 間 委 員 長 寺田総務 企画課長	<p>休憩を解きます。</p> <p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。</p> <p>現在の職員の居住状況でございますが、看護師、介護士につきましては町外からの通勤といいますか、そういった職員がいるということでございます。この部分につきましては、なかなか人材の確保のためにある程度やむを得ないという部分でございます。事務職につきましては、私の理解している範囲ではないというふうに思っております。職員の採用の際については、町内に居住することを本人にお伝えをして、職員の採用を行っているという状況でございます。</p>
	以上です。
秋 間 委 員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>居住の住というのは憲法で保障されていますから、どこに住んでもあだこうだ言えないのが実情かもしれません。ただ、課長がいないということですから、本当にいないのだと思いますけれども、一応信用する。女性の方は、結婚してよそのところに住むということは、なるべく土幌町に住んで男性の方が通ってほしいのだけれども、それも無理な状況の人は、これはやむを得ぬだろうと思うのですが、全然ゼロなのか。本当に隣町に家建てた人いないのかな。それは課長の言葉を信用しますけれども、やはりそういうことを徹底していかないと、臨時職員でもなんでも。町が本当に一組でも一人でも移住させるというのは大変なことだと思うのです、よその町から住む。そういうことをやっぱり町職員たるものはそれを肝に銘じて生活してもらって土幌町に住んでいく。人口減って行って町がなくなるのでないかという話だって出てきているわけですから、もし自分らが何ぼここに働いていても、町なくなったら町職員だって要らなくなってしまうのですから、それは本当に肝に銘じて、これからそういうような動きをしてほしいと思うのです。極力女性の方も結婚しても男性をこっちに連れてくるような結婚の仕方をしてほしいなと思いますけれども、ぜひ女性の方にはお願いをします。</p>
秋 間	9番、中村委員。

委員長
中村委員

38ページの8節の報償費でふるさと寄附報償ということで、今回新たに設けられたことだと思いますけれども、全員協議会でもある程度説明ありました。大体1万円で5,000円ということで約半分と。それから、お礼としてはしほろ牛ですか、そういう話がちらっとありましたけれども、その辺についてやはりそのとおりでいいのか。まず、半分程度を考えていると。それから、お礼としてはそのしほろ牛を考えているということで、そういうふうに理解してよろしいでしょうか、まずお聞きします。

秋間
委員長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。

今中村委員がおっしゃいましたとおり、現在考えている特典としまして、町外者で寄附1万円以上された方に対して特典を贈呈しようという考え方でございます。寄附1万円に対して5,000円相当の特産品を贈呈、寄附3万円に対しましては5,000円相当の特産品を3セット贈呈をするということで検討をしているところでございます。そして、特産品の内容につきましては、現在のところはしほろ牛を中心に町内のPRとなるようなものを随時拡大していこうという考え方でいるところでございます。

以上です。

秋間
委員長
中村委員

中村委員。

どう考えても、やはりお礼として渡すのはどうしても本町の場合はなかなか、牛肉しかないということのことだと思いますけれども、これはよそはほとんどそうなのですけれども、こちらは新たに始めたということなので、別な方法も考えられるのではないかと思います。例えば温泉を何ほかの優待するだとか、それから今委員からありましたけれども、定住を今土幌町はやっているわけですがけれども、何日間かそれを利用するだとか、その他もろもろ。例えば土幌高原ですか、あそこでもコテージを何泊かとか、そういう方法もあると。そうなれば、牛肉一本となってしまうと、どうしても範囲が狭まってしまうと。できれば商工関連といいますか、観光施設を優位に使ってもらうと、知ってもらう意味でもそういう方法もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

秋間
委員長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。

今中村委員からのお話でございましたとおり、現在のところはしほろ牛ということでの検討でございますけれども、町をPRするという

	<p>意味では温泉ですとか高原の利用、そういったものも当然検討の中に入ってくるかなというふうに思っております。今後それぞれ担当者等と協議をさせていただいて、どのような形が対応できるのかというように含めて協議をさせていただきたいなというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
秋 間 委 員 長 中村委員	<p>9番、中村委員。</p> <p>ぜひ検討していただきたいと思います。</p> <p>それで、今特に隣町はすごい成果というかそれなりで、今評判となっておりますけれども、実際町内の人たちがよその町外にどの程度ふるさと納税しているかどうか、もしわかればお聞きしたいと思います。</p>
秋 間 委 員 長 寺田総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。</p> <p>町内の方がどれぐらいやっているかという部分については、確定申告でそれぞれの部分がある程度把握できるかなというふうに考えております。現在今確定申告の期間中でございますが、町民課のほうである程度押さえていればお答えをいただければと思います。</p>
秋 間 委 員 長 波 多 野 町民課長	<p>町民課長。</p> <p>町民課長、波多野よりお答えを申し上げます。</p> <p>今確定申告中でございますので、去年の実績でお答えさせていただきたいと思います。平成25年中にふるさと納税をして、26年度うちの課税ということで、件数が12件で、金額で277万円になっております。このうち町外は2件程度だと思われま。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
波 多 野 町民課長	<p>済みません。もう少し詳しく説明しますと、全体でふるさと納税が12件です。確定申告をして、町民税の申告をしている人が12件です。そして、土幌町の人が土幌町にふるさと納税しているのが10件で275万という形です。それ以外が町外にふるさと納税をしているのではないかと考えられます。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
秋 間 委 員 長	<p>暫時休憩。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
秋 間 委 員 長 寺田総務	<p>休憩を解きます。</p> <p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。</p>

企画課長 平成26年度現在、2月末現在ですけれども、37件のふるさと寄附という形で、町で受けているのは全てふるさと寄附ということで受けておりますので、そういったことで回答させていただきますが、そのうち町外の個人が8件、51万5,000円、企業、団体で町外から1件で20万円となっております。

以上でございます。

秋 間 11番、大西委員。
委員 長
大西委員

先ほど課長の答弁の中でいろんなものについてはこれから考えるのだと言うけれども、町長、ここに予算をのせた以上は、4月から始まるのにこれから考えますよとか、それでは遅いのだと思うのです。この予算にのせるときには、こういうことをやりたいと、こうこう、こうこうやるのだという話が出てこない、一応は牛肉だけれども、あとこれから考えますよなんていうことにならないのだと思うのです。やっぱり4月1日からすぐ土幌はふるさと納税やるのだよということで打ち出していけば、どういう方法をするのか知らないけれども、ネットに載せていくのだと思いますけれども、初めはそれだ。そのうちに足していくなんていう話ではないのだと思うのです。だから、この予算組むときにみんなで査定していくのでしょうか。副町長査定、町長査定、課から上がってきたら、おまえ、これ何やるのだ、あれやるのだ、どういうものやるのだという予算をして500何十万の予算がのるのでしょう。今どきになってから、もう何日もない、来年度に入るのに、これからですなんていうのは予算の計上の仕方が甘過ぎるよ、大体。また、しほろ牛がいいとか悪いとか言わないけれども、やはり全国的にそういうもので勝負しているときに、うちの町がそれだけで勝負できるのか。よそがやるからうちもやりますみたいな話だと、これはなかなかいかない。今話聞いても、町外から来たとかなんとかというものは、特老に入っていて亡くなったから、何か特老とかなんとかに金出すというやつが大体多いのでしょうか。だから、本当にふるさと納税を土幌町にしたいと思って町外の人がしているなんていうのは皆無に近いのだと思うのです。だから、やはり今テレビや何かでもしょっちゅう出て、100万円寄附すると一日市長だとか、いろんなこと町長も知っていますよね。あれも一つは、誰もいないのだろうけれども、やっぱりそういうアイデアを出すことによって土幌町というのがマスコミや何かでも出てくるのです。そういう、頭軟弱に考えて、いろんなことを考えていくことも、土幌町をPRする。隣町はいろんな産物あるから、そこで経済効果が上がってきているのだと思うのですけれども、うちでしほろ牛しか今のところないとしたら、いろんなメニューを、今中村委員からも言われたように温泉なりヌプカだとか、それを少し付加価値をつけるようにしていかないと、ただ温泉1泊招待だ

とかロッジを貸し切りだとかと言われなくて、そこに何かの一つのアイデアを加えてでの売り出しをやっていけば、やはり土幌町も少しはそういうPRができるのではないのかなと思うのですけれども、町長、どうですか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

今おっしゃったとおりだと思うのですけれども、私ども1つは先ほど言った道の駅もそうですけれども、ふるさと納税を通じて町のPRというか、その食の発信をしていくという、そういう考え方でやっていくわけでありましてけれども、うちも町内企業も含めてふるさと納税という形ではいただいているのですけれども、特典をつけてこなかったというのでありますけれども、先ほどからお話ありましたように、本町は農業の生産額が高いのでありますけれども、どちらかというと委託加工方式で、ポテトチップスも肉も今までそれぞれの相手メーカーと直接、しほろ牛も吉田ハムを通じてですから、しほろ牛という名前を使えなかったということもあるのですけれども、昨年、4月からパテントを公社というか農協が持ったということで、農協の組合長ともお話しして、そういうことをしほろ牛を中心に取り組んでいくよということで、常勤とも何回かお話をさせていただいて、今農協の担当者レベルと協議をしているのですけれども、とりあえず当面スタートはしほろ牛を中心でありますけれども、それぞれご案内、今お話があったようなこともいろんな形で発信していくということに取り組んでいきたいと思っておりますけれども、予算の積算の内訳については、担当課のほうから積算した根拠についてはお話をさせていただきたいと思っております。

秋 間
委員 長
石垣総務
企画課
企画グループ
担当
主 幹

主幹。

総務企画課、石垣のほうより説明いたします。

積算の根拠なのですけれども、報償費のほうにふるさと寄附報償ということで540万円ほど計上させていただいております。積算というほどのものではないのですけれども、寄附の見込みを1,000万円というふうに見込んでおります。それに対する、半分返すということで大体500万円と。それにかかわる経費40万円足して540万円の報償費をここで見込んだということになります。

なお、先ほどから説明してまいりましたとおり、しほろ牛を中心に検討しているわけですが、この産品については肉製品ですとか海産物が非常に強いということでもありますので、当面しほろ牛を中心に検討したいと思っておりますけれども、そのほかに農産物ですとかアイスクリームですとか、もろもろまだほかにもありますので、それらも含めて今後検討させていただきたいと思っております。

秋 間 委 員 長 大西委員	<p>以上です。</p> <p>11番、大西委員。</p> <p>ぜひみんなで知恵出し合ってPRできるようなものをつくってほしいなと思います。</p> <p>それで、課長が町外から来る人に出しますよということは、今までも町内の人たくさんいたのだけれども、町内の人には出さないということですね。</p>
秋 間 委 員 長 寺田総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。</p> <p>先ほど述べたように、町内の方が寄附をされた部分については特典を出さないという考え方で今整理しているところでございます。</p>
秋 間 委 員 長	<p>以上です。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
秋 間 委 員 長	<p>休憩を解きます。</p> <p>ただいまの質問については、後ほど回答をいただくということにいたしましたと思います。</p>
清水委員	<p>8番、清水委員。</p> <p>今ふるさと納税についていろいろ論議されているのですが、今の中でふるさと納税をしていただいた人には半額返すという、このことについて、これはたしか過度にならないよという警告が出されていると思うのです。1つ考えていかなければならないのは、例えば高額に50万円寄附しました。25万円返ってくるのです。寄附ではなくて納税でしょう。税金であるなら、半分返しますか。これは、基本的に私もこれは異論あります。税金で納めるのだけれども、半分返ってくる。では、我々まじめに納税して半分返ってくるのだったら、もっと高額に、本来だったら例えば100万円の納税義務あるのだけれども、50万円返ってくるからこっちのほうに出そうやという、そういうことでも済むわけでしょう。結果的に50万円です済むわけですから。税金が半額で済むという、この制度そのものはやはり、だから華美にならないよというふうに警告されているのだと思うのです。その点は心していかないと、どんどん、どんどんエスカレートして行って、よその町のことは言いません。しかし、そういう部分はやっぱりどの程度までというふうにしていかないと、これはおかしいと思います。十分に考えるべきでないのかというふうに私は思うのですが、町長、どういうふうにお考えですか。</p>

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

ふるさと納税の本来の意識というのは、町外の人がある町を例えば応援するというので、今テレビで言っている、例えば福島県であると原発のあれに応援をするためにふるさと納税でやるとかというのが本来の発想なのではけれども、ただよその人に寄附していただくわけですから、それに対して特典をつけるということで、今のやり方でいくと、大体物に対して半分ぐらい返すのではけれども、それにいろいろな経費を入れると3割くらいがその土地に残るということでありますから、先ほど言ったようにPRになることと、あわせて収入になるからいいのではけれども、ただ国も余り物売り合戦にならぬようにというのは今回の総務省から出されている通知なのではけれども、ただそれはそれなりにPRだとかなんとかかなりメリットはあるわけですから、そこら辺を留意をしながらも、そういう形で続けて展開をしていきたいというふうに思っているところでありますが、それでは町民と違うというのは、町外の人にはそこにまちづくりに寄附をいただく、応援をいただくという趣旨ですから、それはお礼をするというのは町民の扱いとは違うのではないかなというふうに思います。ただ、今言われたように、国も余り過剰にならないというのは、それは国の通達もそうですから、そこら辺は我々も留意をしていきたいと思えます。

秋 間
委員 長
出村委員

6番、出村委員。

44ページの7節賃金なのではけれども、先ほどの説明では徴収員の……

(何事か言う者あり)

出村委員
秋 間
委員 長
波多野
町民課長

まず、徴収員の賃金なのかどうかお伺いいたします。
町民課長。

町民課長、波多野よりお答えいたします。
徴収員も含めた税務全般的な申告だとか徴収、賦課なんかの業務をやっていたということなんです。

秋 間
委員 長
出村委員

6番、出村委員。

今まででいうと、この賃金の中に税の徴収員の賃金というふうに今まで来たと思うのではけれども、今までの倍ぐらいの予算づけしたと思うのだけれども、今言われたような形で、それ以外にそれだけ予算を計上したということなのか。

秋 間
委員 長
柴 田

副町長。

この臨時賃金につきましては、滞納もふえているということなもの

副町長 ですから、もう一名臨時の職員を増員するということであります。
秋間 6番、出村委員。

委員長
出村委員 2名ということで、先ほどの清水委員の話なのですけれども、1名ふえたから徴収がひよっとしたら可能になるから、徴収ができれば滞納機構にお願いしなくても、そういう関連性もあるのかなと思うのですけれども、意味わからないかな。これ税の種類によっても違うのですけれども、職員に対して酷な言い方するかもしれないのですけれども、仮にそういう債権があるとしたら、職員だとか担当者が出向いて強制徴収までできる、その種類によって違うけれども、そういうふうになれば余り徴収員もまた増員しなくても、職員がそういう訪問して徴収はできるのですね、それは。悪質な滞納者には、ある程度強制徴収までやるのも必要でないのかな、そんなふう思うのですけれども。

秋間 副町長。

委員長
柴田 滞納整理機構との関連ということもあるのですが、税の徴収員
副町長 につきましては当然そういった強制執行も含めた差し押さえだとか預貯金の調査だとか、そういうことも含めて徴収体制を強化していきたいということでありまして、整理機構につきましてはそういったものでも対応できないような、町の職員でも対応できないような部分について、これからピックアップをして検討して徴収機構にお願いをしていくということになると思います。

あと、やはり出て行って戸別訪問して状況を知るということも大切なことだと思うのです。それで、戸別徴収も1年に2回ぐらい、期間を集中してやっているわけですけれども、それによつての効果もあるということなものですから、これを税の職員がふだん行けないということもありますので、こういったことも日常的に戸別訪問等にも出向いていただくというようなことも含めて1名の増員ということであります。

秋間 5番、細井委員。

委員長
細井委員 ここに町民課長もいらっしゃいますし、総務の所管の件で同行して
いただいて、どういうふうにこの問題をするかということで勉強もさせてもらったのですけれども、そこで出向いたところで、町村ではなぜ職員がお願いに行かなければならないか。確かにもっともだなと思
いました。これは、納税の義務ですから、絶対義務に違反していること
ですから、なぜ職員がわざわざ、日中は仕事あるのでしょうかから、
これ夜間となれば当然時間外の仕事になりますから、そういう経費を
かけながらなぜお願いに行かなければならないのか。滞納する人がい
るのであれば、税のところまで来ていただいて、説明をするというこ

と。そのためにはどういうことをしたらいいのかということで少し勉強させてもらったのだけれども、そういう体制に考えていかないと、こうやって増員してお願いをするよ、納税をお願いするのではなくて、納税は義務であるから、義務を果たさない者に対してはもう物だと思ふのです。そういう物に対しては、どういう体制で臨むのか。今までは、そういうふうに一生懸命お願いに伺っていたという経緯もありますし、少しそこら辺をいろいろやっぱり。勉強に行った町が全ていいのかなというところの疑問もあるのですけれども、やはり少し視点を変えて、考えを変えていかないと、この問題はなかなか。あくまでもサービス、サービスと、払わない人に対して、払わない者に対して我々は出向いていってお願いをするのはとんでもない話だなと、僕はそこが一番勉強した中では共感しました。そのためには、来てもらうためにはどういうことをするのか、それを考えればおのずとこういう行動に出ればいいのかということもありますから、単に今まで職員を増員する、ふやしていくということは今までと同じような体制で進んでいくという考えなのでしょうか。

秋 間 副町長。

委員長
柴 田
副 町 長

当然税ですから、納める義務というのは当然あるわけなのですけれども、それで滞納者の方が役場に相談に来られるというのは、本当に全員というか、今までは。いい滞納者というのは変だけれども、そういう方なのです。そういう方がいっぱいいれば、こんなに滞納の額というのはふえてはこなかったのですけれども、ただ公平性の観点から納めている人と納めていない人が同じようなサービスを受けるということもいかがなものかという考えもありますので、そこは本当に納められない状況なのか、お金を持っているにもかかわらず、納めないという方もいっぱいいらっしゃるものですから、そういう方に対しては状況をつかんでいくということも町の業務の一つかなというふうに思っています。

秋 間 5番、細井委員。

委員長
細井委員

確かに状況を把握するということでは出向いて調査をしなければならぬと思うのです。だけれども、状況を把握して、町としては入り口は開いているわけです。いつでもオープン、相談に来てください。納付期限にどうしてもだめだったら、また細分割してあなたが払える方法を考えていきましょうと。絶対これでなければだめだということではないですよ。相談に来ていただければ相談しましょうと。そういう門戸を開いているにもかかわらず、来ない人に対してどういう対応をしていくのか。多分滞納されている方はなかなか、何名かはいらっしゃるけれども、大半の方は相談にすら来ない。そういう方にど

ういう対応していくのか。お願いします、お願いしますでは、そういう時期はもう通り越えているのであろう。であるなら、やはり相談に来てもらう、相手は言いません。大体そういう言い回しをすればどういことをやればいいのかというのは皆さんわかると思うのだけれども、そういう時期に来ているのではないか。

今副町長おっしゃられたとおり、一生懸命つめの先に灯ともしながら苦しい思いをしてちゃんと払っている人もいれば、毎日そんなことには全然何の苦労もなくしている人でも税金を払わない。それが公平なのかということです。そういう人に対しては、やはり我が町も少しもう一歩踏み出して、厳しい対応をとらなければいけないのではないかと。今やっていることがぬるいとは言いません。でも、甘いことをすればそういう人たちは集まってきます、我が町に。そうすると、一生懸命まじめになっている人がやっぱり損をしているようなことになるのではないかという思いがありますので、ぜひともそこは町としても考えて、一生懸命ちゃんとまじめにやっている人のことを考えれば、まじめにやっていない人にどうい対応するのかということのを少し考えていただきたいと。答弁は要りませんので、ぜひとも今年から町民課の中でも、それから課を横断した中でそういう対応をして今後少し変わって、一歩踏み出した対応をぜひともしていただきたい、そういうふうに思います。答弁は要りません。

以上です。

秋 間
委員 長
中村委員

9番、中村委員。

38ページの13節の委託料で、公共施設等の総合管理計画策定業務の委託料ということで、先ほど課長のほうからは延命の計画だという話がありましたけれども、この事務委託についてももう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

秋 間
委員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。

この計画につきましては、平成25年11月に国のほうでインフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるというようなことから、インフラ長寿命化基本計画というのが策定をされたところでございます。この策定を受けまして、各自治体においては国の動きと歩調を合わせまして、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために計画を策定するように取り組んでいただきたいという、そういった通知が来たところでございます。

計画の内容でございますが、10年以上の長期にわたる計画であること。所有する全ての公共施設、箱物に限らず、道路、橋梁なども対象

にすること。それから、3つ目としまして、更新、統廃合など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載するというような、この3つのポイントで計画を策定するということでの要請でございます。現在国のほうでは、平成26年度から3年間はこの計画策定にかかります経費について、特別交付税で2分の1を措置しますというように通知がございますので、この期間に策定を進めていきたいということでの今回の予算の計上となったところでございます。

以上でございます。

秋 間
委員 長
中村委員

9番、中村委員。

恐らく耐震なんかも全部絡んでくると思うのですけれども、いわゆる10年以上ということなのですから、結局は将来に対して当然そうなるのかなお金もかかってくるということなので、国のほうからこういうインフラの関係では何とかふだんから整備をして、その建物もしくは橋、構造物などを長もちさせるような方法を考えなさいということであろうかと思っておりますけれども、どっちにしても大変な、前回一般質問させていただいたときにもかなりの、10年以上の公共物があるということだったので、その関係でこの調査すればちょうど一石二鳥ということなのですから、いずれにしてもどこに委託されるか、その委託の中身も今課長の説明では詳しくはわからなかったのですけれども、調査をして、そしてその報告をするということなのです。そして、報告をして、その調査のためには3年間は補助来りけれども、では実際に工事にかかるとなると、そういう話はまだ行っていないということですよ。

秋 間
委員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。

この総合管理計画の策定の内容でございますけれども、この計画策定に向けまして、現状の調査から計画の策定までの業務を委託するという内容となっております。実際にこの計画に基づいて、それぞれ施設の長寿命化等々を行っていくということになると思いますが、現在のところまだ今後の国の動きというのがはっきりしていないわけでございますけれども、こういった計画にのっている事業を行うということになれば、何らかの措置はいただけるのではないかなという考え方で今回策定をしていくと、そういう考え方でございます。

以上です。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

マイナンバー制度、2,100万円の予算上げていますけれども、まずこのシステムについて、カードに何と何と何を入れるのか、まずそれ

秋 間 委 員 長 寺田総務 企画課長	<p>だけ聞きます。</p> <p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。</p> <p>このマイナンバーの利用の範囲でございますけれども、社会保障の分野としまして年金にかかわること、労働分野にかかわること、雇用保険等々の資格、確認等のことでございます。それから、福祉、医療にかかわる部分ということで、医療保険、保険料の徴収等にかかわるものがございます。それから、税分野としましては、税務当局に提出する確定申告書届け出等の記載にかかわる部分。そのほか、3つ目としまして災害対策分野にかかわるものに対して、このマイナンバー制度を利用するという内容でございます。それ以外の部分については、利用はしないということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
秋 間 委 員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>それで、新年度から入っていくのだと思うのですが、住民がよくこれを理解しているのか。だから、これをつくることによって、一時期背番号制度だとかといったときえらい反対があったり、それから個人情報を守っていくのだとか、いろいろあったのですけれども、そして今まで使っていた住民何だかカードありましょね。そういうものあるのですけれども、そういうものとの違いだとか、これはもうなくてもいいのかどうか知りませんが、そういうことをきちっと住民に徹底しないと、住民がなかなかつくりたくないのではないかなと思うのです。これ全員つくるのでしょうか。つくって渡すの。どうなの、これ。みんなにこれを周知徹底するのはどうやってやるのか、全員に配るなら、こういうものをこうこうですよという説明もしなければならぬと思うのですけれども、その辺はどういう方法を使うのですか。</p>
秋 間 委 員 長 寺田総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。</p> <p>まず、住民の理解をどのようにということでございますが、最近になってやっとテレビとかで政府広報なんかでマイナンバーにかかわっていろいろ画面上で出てくるようになってきております。国としても、やっと何か動き始めたという状況かなというふうに思っておりますけれども、町としましては新年度に入りましたらそれぞれ広報等で数回にわたって周知をしていきたいというふうに考えております。この個人番号については、全ての方に番号が付番されるということになります。この番号については、個人が一生その番号を持って歩くという形になります。</p>

カードの作成については、それぞれ個人の申請によってカードをつくるということになります。このカードについては、一応身分証明書にもなりますので、いろんな証明にも使えと。免許証と同じような、以前の住基カードもそうですけれども、そのようなものに利用できるということでもございますけれども、カードをつくらなくても、その番号によっていろいろな、先ほど言いました3つの分野にかかわる申請等々、この番号によって手続を行うことができるということになります。以前つくられております住基カードについては、たしか有効期限があるかと思えます。それについては、有効期限が来た段階で効力がなくなるということでございます。

以上です。

秋 間
委 員 長
大西委員

11番、大西委員。

また住基カードのように、申請しない人は、よく理解もできないから、本当に土幌町でも何人もいなかったわけでしょう。そんなようなことになってしまう。これはもう、今住基カードは使用期限があったから消えるよと。これは、一生持って歩かなければならない。死んだとき初めて効力なくなるだけなのでしょう。だとすれば、町民全員がつくったほうがいろんな面で行政はいいのだと思うのです。だから、ぜひみんなが理解してもらってつくったほうがいいのなら、少し補助金でも出して、経費削減でつくってあげるぐらいのことをしたほうが行政の事務が少し軽減されるのならそれでいいのだと思うのですけれども、住基カードと同じように、申請でやったら住民100人もやってくればいいぐらいだと思うのです。そんなものでは困るのだと思うので、それをどう普及させるか。ただでくれるの、全部に。

秋 間
委 員 長
波 多 野
町 民 課 長

町民課長。

個人番号カードのことについて、町民課長、波多野より説明させていただきます。

平成27年の10月に通知カードということで、全住民に対し一斉に配付されます。こちらのほうは、通知カードということで写真や何かは張っておりません。ただ通知、あなたの番号は何番ですといったものが全員に配付されます。そして、それから10月から、通知が届いた時点から12月までの間に私は写真つきの正式な証明、正式な証明といってもそれ1枚で全部証明、身分の証明ができるということで、12月ぐらいまでに、それ以降でもよろしいのですけれども、私は個人番号カードが欲しいということであれば、通知カードの中に一緒に封筒が入ってきます。それで申請していただいて、そして1月、次の年の平成28年1月から写真つきの個人番号カードが発行されるようになっております。こちらのほう、通知カードは無料で全員に配付されるように

なっております。そして、個人番号カード、写真つきのほうも、一応今の段階ですけれども、国のほうでは無料の方向で検討しておりますということです。詳しくはまた通知が来てから皆様に連絡したいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

秋 間
委 員 長
大西委員

11番、大西委員。

ということは、通知カードが来るので、これを正式なカードにしたいということになれば無料でしてくれるよと。それで、顔写真だけは自分で撮って、それを持っていけばつくってくれますということです。それをいろんなところでPRしてください。

秋 間
委 員 長

それでは、ありませんか。

(な し)

秋 間
委 員 長

質疑がなければ、この後説明員の交代をいたしますとともに、午後1時15分まで昼食休憩といたしたいと思います。

午前 1 1時57分 休憩

午後 1時14分 再開

秋 間
委 員 長

それでは、休憩前に引き続き特別委員会を開きます。

先ほど11番、大西委員から町内者がふるさと納税を行ったときに特典が受けられるかどうかという質問がありました。総務企画課長のほうから答弁をいただきます。

総務企画課長。

寺田総務
企画課長

総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。

ふるさと納税の特典にかかわる町内者への対応でございますけれども、制度として決まりは特にはないということで確認をしたところでございますが、このふるさと納税制度が始まった経過としまして、地方出身の方が都会に出て生活している上で出身地を応援したいという考えのもとでふるさと納税制度ができたという経過がございます。これに対して、それぞれの自治体で地方を応援していただいた感謝のしるしとして特典を送っているという、そういった経過がございます。そのようなことから、それぞれの自治体で決めることではございますけれども、当初の制度の性質上、町外者からの寄附に対して特典を送らせていただくということで整理をさせていただいたところがございます。

なお、所得税、住民税の控除にかかわる部分でございますけれども、これにかかわっては町内者が土幌町に寄附をされた部分についても控除はされるということでございますので、控除にかかわってはそういっ

	た制度となっているということにつけ加えさせていただきたいと思 います。
	以上でございます。
秋 間 委 員 長 大西委員	11番、大西委員。 ということは、今まで地元の人、大方地元の人なのだけれども、 ふるさと納税という扱いをしていたのだけれども、今後は地元の人 についてはふるさと納税という点から外すということですね。
秋 間 委 員 長 寺田総務 企画課長	総務企画課長。 総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。 今までの町内者の方々が寄附をしていただいている部分もふるさと 寄附ということでお受けをさせていただいておりますので、同じよう な形で寄附を受けるというふうに考えております。
	以上でございます。
秋 間 委 員 長 大西委員	11番、大西委員。 筋通らないのだよね、それでは。今までは、ふるさと納税の金額何 ぼだと聞くと、大方町内の方が200何十万円ありましたよと、ふるさ と納税と言っているのです。それは、今度は特典やるようになったら、 地元の方はふるさと何とか、わけのわからないことを今言ったけれど も、ふるさと納税だったら全部特典をやるべきだし、ここに居たって ふるさとなのですから、私は土幌で生まれて土幌はふるさとなのです から、そこに出す分には、何でそこで、今までふるさと納税で扱って いて、特典出すときになったらよそから来たやつしか謝礼を出しませ んという、お礼の意味で出すなら地元の人出したってお礼でしょう、 それ。その辺を、今になって地元の人だけはふるさと納税ないのだよ といったら、今まで何だったのさという話にならないかと俺は心配し ているの。だから、せっかくだもの、地元の人もしてくれたら、それ はそれでちゃんと寄附控除や何かで向こうと同じような税金控除でき るのだから、だとすればきちっとそのために出してくれた人にお礼と して出すのなら、地元の人はお礼要らないのだという話になってしま うよ。だから、きちっとその整合性を持った答弁してくれないと。も ともと本来は課長の言ったように、町外に出て行って、そこでの金を 地元に出したいというのがふるさと納税の趣旨だったと思うのです。 だけれども、うちの町は地元の人寄附もみんなふるさと納税の扱い していたわけでしょう。今度から、それはしなくなるのかいというの です。それもふるさと納税としたら、よその人にはお礼として半分返 しますよ、地元の人には返しませんよというのは、それは整合性なく なってしまうのかというの。ちゃんと理解のできる、きちっとした、

		<p>地元の人に礼はしないのだというのならそれでいいけれども、そうならないでしょう。</p>
	秋 間 委員 長 柴 田 副 町 長	<p>副町長。</p> <p>今総務企画課長のほうからの答弁なのですが、制度としてはそういう制度ということで、町内者にとっても今までと同様ふるさと納税ということで、あとは何か見返りと言ったら変ですけども、そういうものをつけるかどうかというところなのですけども、ここの分については、ほかの町もそうなのですけども、ふるさとがよくなるという部分と、あと知名度のアップという観点からそういうふうに行っていると思いますので、そういった意味からの特典については町外者に限定をさせていただきたいというふうに思っております。</p>
	秋 間 委員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>もう答弁は要らないけれども、よそからもらう人にはお礼として特典を与えますよと。地元の人には地元だからやらないよということでしょう。そういうふうに理解しているのだけれども、それでは余りにも公平性欠くのではないかと。町長の言う、住民の公平といつも言うのだから、だとしたら地元の人にも、今まで地元しかないのにふるさと納税で扱ってきたのでしょうか。我々が聞いても、ふるさと納税何ぼありますよというのはみんな大方町民の寄附をふるさと納税にしたのだから、やらない理由がわからないのです。地元の人だけに特典が当たらないというのは。それは、ほかの町がどうなのか知らないけれども、別に地元の人にも特典あったっていいのだと思うけれども。お礼だから、地元の人全員が出すのなら、それはあれだかもしれないけれども、ごく一部の人が町のためにこういうものに使ってほしい、特老の建設費に使ってほしいとかなんとかと出すのでしょうか、みんな。町外から来る人も同じなのだろうけれども、だとしたら同列で扱って、いかなものかなと思うのです。それは、あと町長考えてください。</p>
	秋 間 委員 長 柴 田 副 町 長	<p>副町長。</p> <p>言われていることは非常によくわかっております。地元の方は税金も払っているのに、なおかつ寄附もして特典もないというのは非常に不公平なのかなということも重々承知はしているところなのですけども、今後これについては庁内で検討させていただきたいというふうに思います。</p>
説 明	秋 間 委員 長 大森保健 福祉課長	<p>それでは、民生費、衛生費について説明願います。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森より説明いたします。</p> <p>49ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費は、対前</p>

年度当初比1,620万7,000円減の8,340万2,000円を計上しております。これは、主に19節負担金補助及び交付金の臨時給付金の前年度当初予算の減額によるものです。9節旅費は、民生児童委員の全国大会研修旅費として184万3,000円を社会福祉委員費用弁償として計上しております。13節委託料は、新規に福祉村パンフレット1,000部の作成業務委託料として47万6,000円を計上しております。15節工事請負費では、総合福祉センター南側にあります福祉村案内看板改修工事といたしまして、14万3,000円を計上しております。19節負担金補助及び交付金では、地域福祉活動実践事業補助金は前年度比47万円増の455万1,000円を計上しております。他の節につきましては、おおむね前年同様に計上しております。49ページにお戻りいただき、事業に要する特定財源につきましては、民生児童委員活動費負担金131万2,000円、ひとり親家庭等医療給付事業補助金94万5,000円ほか、記載のとおり見込むものであります。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
波 多 野
町民課長

町民課長。

町民課長、波多野より、51ページに移りまして、2目国民年金費について説明させていただきます。

本年度の予算総額は894万6,000円で、前年度対比2万7,000円の増で、2節から4節の人件費にかかわる給与改定に伴うものでございます。特定財源につきましては、国民年金事務委託金272万3,000円を充当しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

秋 間
委員 長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より説明いたします。

51ページの3目障がい者福祉費は、対前年度当初比6,441万8,000円減の2億7,516万9,000円を計上いたしました。これは、主に19節負担金補助及び交付金の減額によるものであります。11節需用費につきましては、地域活動支援センター及び日中一時支援事業の光熱費につきまして計上していましたが、新施設への転居により助成金として19節へ移設していることから、対前年度比186万円減額して1万円を計上しております。52ページをお開き願います。15節工事請負費は、障がい者総合施設の外構工事といたしまして、1,942万8,000円を新たに計上しております。19節負担金補助及び交付金は、町外の地域活動支援センター利用者の負担金といたしまして、147万5,000円を計上しております。また、障がい者総合施設維持管理費助成金といたしまして、新たに光熱水費を含む助成金といたしまして250万円を計上しております。20節扶助費は、それぞれの給付費につきまして実績見込みによ

り計上したところであります。他の節につきましては、おおむね前年同様に計上しております。51ページにお戻りいただき、特定財源といたしまして、国の障害者介護給付金負担金9,636万5,000円ほか、記載のとおりでございます。

52ページをお開き願います。4目老人福祉費は、対前年度当初比36万2,000円減の1,636万7,000円で、主に8節報償費の減額によるものです。8節報償費は、前年度比24万7,000円減の444万9,000円で、敬老祝金等の見込みによる減額となっております。他の節につきましては、おおむね前年度同様に計上しております。特定財源といたしましては、老人ホーム入所措置費費用負担金100万円ほか、記載のとおり見込んでおります。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

5目老人福祉施設費ですが、特別養護老人ホームへの介護サービス事業を繰出金及び施設整備費繰出金で予算額は8,992万9,000円で、前年度対比734万3,000円の減額となっております。特定財源につきましては、愛のまち建設基金繰入金から施設整備費相当分として172万1,000円を充当しております。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より説明いたします。

53ページをお開き願います。6目老人医療給付費は、前年度比同額の3,000円を計上しております。23年度以降老人保健の医療請求が発生した場合、この節で医療給付を行うための科目存置でございます。

7目後期高齢者医療費は、対前年度当初比300万2,000円減の1億3,023万1,000円を計上いたしました。19節負担金補助及び交付金は、療養給付費負担金として前年度比501万4,000円減の9,312万6,000円を計上しております。28節繰出金は、対前年度比201万2,000円増の3,710万5,000円を計上いたしました。これは、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金でそれぞれに充当するものです。特定財源につきましては、1,720万1,000円を保険基盤安定負担金として見込むものです。なお、予算説明資料19ページに後期高齢者医療の費用負担として一般会計分の会計の流れも記載してありますので、参照願います。

54ページに移りまして、8目国民健康保険費は対前年度当初比1,471万3,000円減の1億4,359万4,000円で、主に国民健康保険事業の繰出金8,459万5,000円を計上し、国保会計の財源調整を図るものです。特定財源といたしまして、保険基盤安定負担金の保険者支援分及び保険

税軽減分としてそれぞれ記載のとおり見込むものです。

次に、9目介護福祉費は対前年度当初比718万4,000円減の3,211万4,000円を計上いたしました。主に2節給料、8節報償費、13節委託料の減額によるものです。13節委託料は、介護サービス計画システムを更新するための業務委託料として新たに43万8,000円を計上いたしました。他の節につきましては、おおむね前年度同様の額を計上しております。特定財源といたしまして、介護予防サービス計画収入225万円を見込んでいるところです。

55ページをお開き願います。10目介護保険費は、対前年度当初比291万2,000円減の9,855万2,000円で、主に28節繰出金の減額によるものです。20節扶助費は、居宅サービス利用者負担軽減措置事業補助金を実績見込みにより155万8,000円を計上しております。特定財源といたしましては、介護保険低所得者利用者負担対策事業補助金14万6,000円を見込んでいるところです。

11目居宅介護支援事業費は、対前年度当初比59万4,000円増の1,623万8,000円を計上しております。主に2節給料と13節委託料の増額によるものです。56ページ、13節委託料では介護サービスシステム更新のための業務委託料として新たに31万9,000円を計上しております。他の節につきましては、前年度同様の額を計上しております。特定財源の内訳といたしまして、居宅介護サービス計画作成に係る収入と要介護認定調査に係る収入を記載のとおり見込んでいるところです。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
高 橋
子 ども
課 長

子ども課長。

子ども課長、高橋から説明します。

説明をさせていただく前に、節の説明の訂正を口頭でさせていただきます。申しわけございません、57ページお開きください。2目認定こども園費、9節旅費の説明で幼稚園園長費用弁償4万7,000円につきまして、昨日議案の可決をいただきました幼保連携型認定こども園条例の制定にかかわりまして、幼稚園を廃止し、それから報酬に関する条例により認定こども園長の報酬を廃止したことから、幼稚園の費用弁償4万7,000円は削りまして、普通旅費のほうに合算していただき、合計金額59万3,000円というふうに訂正をお願いいたします。数字は変わりません。

では、子ども課長から予算について説明させていただきますので、57ページをごらんください。2項1目児童福祉総務費ですが、この費目につきましては平成26年度までは認定こども園、中土幌保育園、学童保育に係る費用を計上してございましたが、就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行に伴いまして、本町においても新幼保連携型認定こども園を設置することから、新たに2

目認定こども園費を新設し、関係予算を移行しております。本年度の児童福祉総務費ですが、予算額は1億9,561万4,000円となり、その主な予算は本年度建設を予定しております子ども交流センターの工事等にかかわりまして、12役務費、子ども交流センター建設工事確認申請手数料3万7,000円、同じく役務費、子ども交流センター建設工事完了検査手数料2万6,000円、15節工事請負費、子ども交流センター新築工事1億5,000万円、22補償補填及び賠償金、工事支障物移転補償費98万円の合計1億5,284万3,000円、それから町内学童保育所4カ所の運営委託に伴う委託料として新たに814万5,000円を計上しております。特定財源ですが、56ページを参照ください。主な財源は、中土幌保育園及び学童保育所保育料、国、道からの支出金、子ども交流センター建設にかかわる補助金、基金繰入金、事業債を記載のとおり見込んでおります。

57ページをごらんください。2目認定こども園費につきましては、今説明させていただきましたように、幼保連携型認定こども園の運営に要する予算として、これまでの児童福祉総務費及び10款教育費、5項幼稚園費に計上してありました予算を合算し、計上しております。本年度予算額では1億9,454万7,000円となり、前年度と比較しますと給与等の人件費の増、新年度開始となります新子育て支援制度及び現課での記事の更新を可能とするため、13委託料にホームページの変更料を掲載させていただきました。あわせて遊具の点検委託料といたしまして、ホームページ、それから遊具の点検委託料として合計29万4,000円を増額しております。15節、26年度ではこども園園舎の屋根塗装工事を行いました、その額につきましては減額をしております。特定財源ですが、57ページを参照ください。主な財源は、保育料、道支出金、諸収入等を記載のとおり見込んでおります。

続きまして、59ページをごらんください。2目へき地保育所費ですが、本年度予算額6,507万1,000円で、対前年度比1,359万8,000円の減額となっています。主な要因は、2節給料、3節職員手当、4節共済費で1,476万6,000円の減となり、これは職員2名の退職による減となっております。7節賃金につきましては428万円の増で、移動及び支援を要する児に対する職員の増によるものでございます。13節委託料は58万1,000円の減で、NPO法人上居辺へき地保育所への派遣職員の派遣終了に伴う共済組合負担金等の減と新たに各へき地保育所入所児健康診断の実施及び遊具点検委託料を合わせまして19万円の増を計上させていただいております。14節使用料及び賃借料につきましては、実績に基づき19万9,000円を減額しております。19節負担金につきましては、下居辺へき地保育所の閉所に伴う助成金の廃止により230万円の減額となっております。その他の節におきましては、前年度実績を考慮し、計上しております。次に、特定財源ですが、59ページをご

秋 間
委 員 長
大森保健
福祉課長

らんください。主な財源は、前年度と同様にへき地保育所使用料、諸収入等を記載のとおり見込んでおります。

以上で説明を終わります。

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より説明いたします。

61ページ、4目児童手当費は、対前年度当初比30万円増の1億935万円を計上しております。特例給付者の減により、前年度より増額となっております。特定財源といたしまして、児童手当負担金をルールに基づき見込んでいるところであります。

5目子育て支援推進費では、初めに保健福祉課担当分を説明させていただきます。8節報償費中、母子健康教育講師謝礼として3回分3万9,000円を計上しております。11節需用費は、親子料理教室に係る材料費等を計上。14節使用料では、自動車借り上げ料として講師送迎3回分を計上しております。20節扶助費では、高等学校等就学援助金を見込みにより1人5万円の40世帯で200万円を計上しております。不妊治療費扶助費では、相談件数の実績により6人の2回分、90万円を計上しております。特定財源は、料理実習代を参加費負担として計上しています。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
波多野
町民課長

町民課長。

町民課長、波多野より5目子育て支援推進費について、町民課所管事務に係る事項を説明いたします。

61ページをお開きください。8節報償費、子育て支援祝金の本年度分の予算総額は620万円で、前年度対比50万円の減でございます。交付対象予定者数は、出生で59名、新入学で10名、総数69名、前年度比1名増を見込み計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

秋 間
委 員 長
高 橋
子 ども
課 長

子ども課長。

5目、残りの費用について、子ども課長、高橋から説明いたします。

子ども課所管に係る予算の中では、対前年比353万3,000円の減額となっております。その主な要因は、子ども・子育て会議の開催回数の減による1報酬9万2,000円、子ども・子育て支援新制度の実施に伴うシステム構築業務委託料及び例規整備委託料の399万6,000円を減額し、新規事業といたしまして地域運営下居辺へき地保育所閉所に伴い3名の幼児が幼保連携型認定こども園に通園することから、交通費助成金として48万円を計上しております。また、新規事業といたしまして、20節扶助費、実費徴収補足給付事業でございますが、これは生活

秋 間
委 員 長
大森保健
福祉課長

保護世帯に対し教材費等を給付する事業であります。その他の節におきましては、前年実績等を考慮し、計上しております。次に、特定財源ですが、61ページに戻っていただいて、地域子ども・子育て支援事業補助金、発達支援センター事業補助金等を記載のとおり見込んでおります。

以上で説明を終わります。

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より説明いたします。

62ページをお開き願います。6目乳幼児等医療費は、前年度当初比1,500万円増の3,892万7,000円を計上しております。今年度8月より乳幼児等医療費の助成の拡大を行い、中学生までの対象者を全額助成といたします。それに伴う予算計上の増額で、12節役務費では乳幼児等医療費請求事務手数料300万1,000円、13節委託料ではシステム改修の委託料といたしまして300万円を計上しております。20節扶助費は、医療費として3,288万3,000円を計上しております。特定財源といたしまして、乳幼児等医療費助成事業補助金ほか記載のとおり見込むものです。

6目未熟児療育医療費は、対前年度比72万円減の108万2,000円を計上しています。12節役務費は、審査支払い機関への手数料として2,000円を、20節扶助費では医療費助成金として108万円を計上しております。特定財源といたしましては、国及び道からの未熟児医療費負担金と自己負担額としての徴収金をそれぞれ記載のとおり見込んでいます。

63ページ、次に4款1項1目保健衛生総務費は、対前年度当初比633万円増の5,032万8,000円を計上しております。主なものは、2節給料、7節賃金による増額及び19節その他負担金の増額によるものです。7節賃金は、臨時保健師の賃金を追加計上しております。19節負担金補助及び交付金では、帯広厚生病院運営補助金を418万円計上しています。これは、十勝の地方センター病院である厚生病院の不採算医療部門の病院運営を支援するものであり、なお補助は公的病院への助成に関する特別交付税措置を活用した運営費補助であります。他の節につきましては、前年度同様の額を計上しております。特定財源といたしましては、地域子ども・子育て支援事業補助金、健康増進事業補助金ほか、記載のとおり見込むものです。

64ページ、2目予防費は、対前年度当初比47万5,000円減の2,792万9,000円を計上しております。主に8節報償費、11節需用費、12節役務費の減額によるものです。13節、乳幼児健診委託料は前年度計上の健診における小児科医師の報償費を委託料に移設し、1回7万円で12回、84万円を追加し、91万円を計上しております。また、人間ドック

の委託料は、前年度比38万3,000円増で町立病院における人間ドック50人分及び77歳、喜寿の方の人間ドック25人分の125万5,000円を計上しております。なお、他の各健診の委託料につきましては、実績に基づき計上しております。19節予防接種負担金では、前年度比11万3,000円増で13歳未満非課税世帯のインフルエンザ予防接種及びおたふく風邪予防接種、成人の風疹予防接種の償還払い分19万4,000円を計上しております。他の節につきましては、おおむね前年度同様の額を計上しております。特定財源といたしまして、健康増進事業補助金77万4,000円、広域連合長寿健康増進事業受託金80万円ほか、記載のとおり見込んでいるところです。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
波 多 野
町民課長

町民課長。

65ページに移りまして、3目環境衛生費について、町民課長、波多野から説明申し上げます。

本年度の予算総額は2,420万5,000円で、前年度対比205万8,000円の増額であります。その主な内容は、2節から4節の人件費に係る部分で19万3,000円の増、11節需用費では土幌聖苑の1基分、火葬炉内の耐熱タイルの張りかえに関する修繕料として178万6,000円増の237万円。18節備品購入費で野良犬用捕獲器12万4,000円を新たに計上したものでございます。この他の節につきましては、事業実績等を勘案し、前年度と同様の額を計上しております。特定財源といたしまして、墓地、火葬場使用料及び畜犬登録手数料と予防注射済み票交付手数料を合わせて58万円を充当しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

秋 間
委員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

4目病院費でございますが、予算額3億1,547万7,000円で、前年度対比1,986万5,000円の減額でございます。その内訳は、19節負担金補助で2,000万円の減額、24節投資及び出資金で13万5,000円の増額となっております。特定財源としまして、愛のまち建設基金繰入金及び減災基金繰入金を合わせまして5,766万4,000円を充当しております。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
増 田
建設課長

建設課長。

建設課長、増田から説明させていただきます。

5目上水道費は、本年度計上額7,898万6,000円で、対前年度比336万4,000円の増額となります。この目の予算は、全額28節繰入金で土幌町簡易水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。詳細につき

秋間 委員長 波多野 町民課長	<p>ましては、特別会計予算で説明申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>町民課長。</p> <p>2項1目ごみ処理費について、町民課長、波多野から説明いたします。</p> <p>本年度の予算総額は1億414万円で、対前年比118万3,000円の減額です。その主な内容は、11節需用費の印刷製本費で新たに5リットルの燃やせるごみ袋の作成及び修繕料等に68万8,000円増の309万4,000円。67ページに移りまして、前年度計上しておりました18節備品購入費においてリサイクルセンターの発泡スチロール減容機の更新済みにより700万円の減。19節負担金補助において北十勝二町環境衛生処理組合の焼却炉の補修等による509万4,000円増の6,435万円によるものでございます。この他の節につきましては、事業実績等を勘案し、前年度とほぼ同様の額を計上しております。66ページに戻りまして、特定財源としましては一般廃棄物処理業許可申請手数料、ごみ処理手数料、雑入金、リサイクルセンター受託料、宝くじ交付金収入を合わせ2,024万5,000円を充当しております。</p> <p>続きまして、67ページに移りまして、2目し尿処理費は本年度の予算総額は1,346万8,000円で、対前年度比112万2,000円の増額となっております。本予算は、十勝管内全市町村が加入する十勝環境複合事務組合が運営しており、中島処理工場の老朽化に伴い平成24年度よりし尿の共同処理に係る汚水等受け入れ施設建設事業がスタートし、本年度予定の調査設計の本町分負担金増が主な要因であります。特定財源としましては、教育・福祉施設等整備事業債80万円を充当しております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
質疑 秋間 委員長 細井委員	<p>説明が終わりましたので、民生費、衛生費について質疑を行います。ございませんか。5番、細井委員。</p> <p>それでは、65ページ、13節委託料の部分なのですが、この予算の中で土幌聖苑ですとか墓地の関係もここにくるのかなという気がしますので、この部分で質問させていただきますが、実は町内には3カ所でしたっけ、墓地がありますけれども、3カ所の中で通年1年間誰もお参りが無い、掃除が無い、そういった数について、町民課のほうで把握していらっしゃいますでしょうか。およそどのぐらいあるのか。</p>
秋間 委員長 波多野 町民課長	<p>町民課長。</p> <p>今現在は押さえておりません。</p>

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

これ1年間、誰のお参りもないとか、それぞれの家庭で掃除がないというのは存在していますよね。そのような中で、我が家も中土幌の墓地に墓を持っておりますけれども、年々核家族化ですとか、そういったことで多分こういう管理がされない墓というのが少しずつ出てくるのではないかという心配もするのですけれども、そんな中でそういったところを合葬するというのか、1つにまとめて、町として管理をして、お参りをしていくというのか、ほったらかしの状況のままでは置かないような対策をとってはいかがかと思うのですけれども、そのような考えは全くございませんか。

秋 間
委員 長
波多野
町民課長

町民課長。

今の無縁というか、あれしているところは、うちのほうで草刈りだとか、そういうことは年3回やってございます。ただ、そのほかに今後のことについては、まだ検討してございません。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

今後検討するということですので、彼岸ですとかお盆にお参りに行くと、そのままの状況のところが少し目立ってきておりますので、帯広市では中島に大きな墓がありますけれども、あそこに新たにそういう合葬納骨塚をつくると。ざっくり費用としては、帯広市民の場合は7,200円、年間の管理料というのかな、お参りをしたりしてもらうその費用が7,200円、市民以外の方については8,800円ということで合葬塚をつくるというふうなことになっております。我が町もだんだん墓地についてはそういう状況の墓地がふえていくことを予想ができますので、合葬塚というか、そういう構想もひとつ入れていったほうがいいのではないかと。墓地の区画自体も限られていますから、そうやってあかすという表現はどうかなのですけれども、そうやって管理できないお墓については、町が責任を持って。金額のことは別として、町として管理している部分でありますから、そういったところも少し住民サービスになるのではないかと。当然清掃してきれいな状況の墓地ということになりますので、そういうふうな考えも一つではないかと思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか、そういう考えは。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

実は、昨年ですか、町外のほうから土幌にそういうのいないのかという問い合わせがあって、いろいろその状況等を調べるのと、今細井委員がおっしゃったように帯広市ではそういうものをつくるということで報道もされているのであります。実際にそういうものを使うかどうか

秋 間 委員 長 森本委員	かというニーズも調べながら、私ども今後のことについてはそういう ニーズ調査を含めて検討させていただきたいと思います。 3番、森本委員。
秋 間 委員 長 波多野 町民課長	65ページ、ただいま細井委員が質問された土幌聖苑の件について質 問させていただきます。現在土幌聖苑について、年間で使用できない 日数について教えていただきたいと思います。 町民課長。 火葬場の使用のことをございますね。町民課長、波多野よりお答え させていただきます。
波多野 町民課長	実は、今年の1月3日の日に火葬になって、土幌町で実施しなかつ たということで、その反省を踏まえて来年度からそういう取り組みは しないことにします。ただ、時間については、9時から日没まで、大 体4時か5時くらいまでとさせていただきたいと思っております。 (何事か言う者あり)
秋 間 委員 長	済みません。間違えました。申しわけございません。 今のところ、バッティングとして、今2体火葬することができます ので、3体ということはないということをございます。時間差をずら してやっております。
秋 間 委員 長 森本委員	課長、休む日があるのかないのか。 (何事か言う者あり) 3番、森本委員。 今課長のほうから定休日はないという返事いただきましたが、先ほ どのお答えにもあったとおりに、今年のお正月早々、土幌の火葬場が 使えずにほかの町村の火葬場を使ったという事実もあります。これ は委託管理の契約のもとでその日ができなかつたのか、どういう事情 であつたのか教えてください。
秋 間 委員 長 波多野 町民課長	町民課長。 過去において、正月3日において利用実績がないということで、 1日、2日、3日は休みとするということでしたけれども、 そういった問題が、3日の日がぶつかつたということで、その反省を 踏まえまして、新年度からはその辺は制約ないということとさせてい ただきたいと思ひます。
秋 間 委員 長 服部委員	7番、服部委員。 済みません。今のことをもう一度確認させていただきます。今年で

きなかった、そこは休みだったというときですよ。それが今はできるようになったということですか。

秋 間 副町長。

委員 長

柴 田 今年の途中までは、今年度の途中までは近隣町村の火葬場の運営状況もあったのですけれども、1月の3が日、正月の3が日については休みとしていたのです。いろいろなそういったこともありましたので、それ以降年中無休というか、休みについては設けないということにいたしました。

秋 間 7番、服部委員。

委員 長

服部委員 それでは、あそこの設置するときの周辺の住民の人たちのお話もされていると思うのですが、その辺の確認はできているのでしょうか。

秋 間 町民課長。

委員 長

波多野 引き継ぎというか、過去の経過としまして、近隣住民ということで、そこら辺の説明というか、状況を聞きに行きましたら、その辺は3が日のことについては特に話していないと。ただ、上土幌町との共同利用の関係で、そういった大きなものがあれば事前に協議させてほしいという話を受けております。

町民課長 以上で説明を終わらせていただきます。

秋 間 副町長。

委員 長

柴 田 地域の代表者、堀江さんとは協議をさせていただいて、正月3が日休まないということで了解をいただいております。

秋 間 11番、大西委員。

委員 長

大西委員 58ページの予防接種委託料7万1,000円、多分認定こども園の保育士の予防接種、インフルエンザの予防接種だと思うのです。これは、私が2年ぐらい前かな、20人近くいる保育士の方が予防接種をしていないと。子供たちが打つ可能性があるのであれば、やはり職務上やらなければならないのでないのかという話をしていたら、ここに7万1,000円、そしてへき地にも2万5,000円になっているのですけれども、町長、どうですか。看護師は、そういう人たちが、病気にかかった人が来るからその予防のために、看護師がかかってしまうと困るので、患者を見るためにも、それは必要だから町として予防接種料を補助しても、私はそれは当たり前だと思うのです。だけれども、保育園の保育士が町から助成もらって予防接種しなければならないのかな。だとすれば、小学校、中学校、高校の先生にもそれを出さなければならないのでないのかな。これは、やっぱり保育士となったときの心構えと

して、大人だからいろんなところに出ていくから、感染する可能性が高い。それを持ってきて子供たちにうつすということは大変だし、また職務も休むと大変だから、それは自分として打つべき、そのぐらいの自覚があつていいのではないのかな。あのとき僕が聞いたときには、多分十八、九人の中で4人か5人しか予防接種受けていなかったのです。それはおかしいだろうという話をしたのですけれども、町長の考え方なのだけれども、看護師と保育士と同列で扱うのなら、それならいっそ小学校、中学校の先生方にもやっぱりするべきでないのかなと思うのですけれども、その辺は町長、どう思いますか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

本人の健康を守るということではなくて、例えば病院でいけば患者等にそういうものを守るということ。それから、保育士、認定こども園の場合ですと園児の感染を防ぐという、そういう立場でやっているのですけれども、あとどこまで拡大をする、どこで整理するかということについては、今は町の病院関係と子供を扱う認定こども園の保育士等を対象にしているのですけれども、あとどこまで対象にするかというのは検討して整理をする必要があるのかもしれないけれども、そこは今後整理させていただきたいと思います。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

僕の言っているのは、看護師というのはインフルエンザの患者だとか、そういう人がたくさん来る場所だから、また看護師にうつってしまうと、患者の世話できなくなってしまうら困るので。それで、私言っているのは、保育士は子供に感染したらというのは、それは自分が気をつけなければならないことでしょう。そう言い出すと、町職員だって全部です。町民来た人に住民課にいる人がうつしたら困るから自分も予防接種、町職員も無料でしなければならぬ。こういうことこそ行政改革だし、そういう職務についている職員の自覚だと思うのです、僕は。住民課の窓口にいる人は、風邪引いてインフルエンザうつしたら困るから、皆さん予防接種するのです。それが職員になっている自覚だと思うのです。ただ、行政で補助金出すからみんな受けるけれども、補助金出さなかったら、あのとき4人か5人しか受けていなかったのだから。だから言うのです、僕は。だったら、町職員全員だとか、小学校、中学校の先生だって同じなのだろうと。ただ、病院だけはそういう人だけが来るところだから、それは自分の体を守って患者をちゃんと手当てしないとならないという特殊な部分です、あそこは。だから、昔もいろんな病気が出てパンデミックになったときに、どこが一番先に予防接種するかといったら病院だったのですから。そういう順序ってあったのですから、そういうのを踏まえたら、これは

秋間 委員長 山中 保健医療 福祉セン ター長	行政改革で外すべきものだと僕は思います。あとは町長の判断次第だ と思いますけれども。
	センター長。
	保健医療福祉センター長、山中より若干補足説明というか、考え方 の中での取り扱いを説明させていただきます。
	今後検討するという事は検討してまいりたいと思いますが、保育 部門でやったという中には、閉所ができないと。お子さんを預かって いかなければならないという部分もございまして、その中でやっぱり 保育士さんも引いてもらっては困るという考え方もあって公費負担を させていただいたという考え方もございます。学校は、はやりますと 学校閉鎖ということもできるのですけれども、保育所関係は閉鎖とい うことはなかなかありませんので、そういったこともあってやったと いうことでございます。今後、町長も答弁しておりますけれども、ど こで線引きをできるのかということは内部で十分検討させていただき たいと思います。
秋間 委員長 大西委員	11番、大西委員。
	保育園は閉鎖できない、学校は閉鎖できる。先生方がインフルエン ザにかかったから閉鎖しているのではないですから。子供がインフルエ ンザになったから学校閉鎖ですから、勘違いしないでください。学校 の先生が、自分がインフルエンザになって学校に教える人がいなくな って閉鎖するなんていうのは、それは先生方の怠慢です。それと同じ です。だから、職員が自分の置かれた立場をちゃんと意識しないとだ めだということです。認識持ってやらないと。だから、病院とは全然考 え方違うのだと思うのです。だから、これをやるのなら町職員も小学 校、中学校も全部やれということです。何で保育園だけなのか。閉 鎖できないからって、それは自分が病気になったら閉鎖できないので、 それは仕事を持っている以上、自分でちゃんと予防接種するべきでし ょう。そう思わないですか。こんな閉鎖するとかしないとか、小学校 と一緒にしないでや。小学校の先生がインフルエンザで閉鎖した小学 校、教育長ないでしょう、そんなのは。生徒がインフルエンザ、何人 以上になったら閉鎖するという決まりがあるから、それで閉鎖してい るのでないの。どうですか、教育長。
秋間 委員長 堀江 教育長	教育長。
	学年閉鎖とか学級閉鎖と申しますのは、児童生徒にかかわるもので ありまして、一般的には先生が全員インフルエンザになったという事 例はまだ聞いたことございませんので、そのようなことはありません。
秋間	9番、中村委員。

委員長 中村委員	63ページ、19節の負担金の中で帯広厚生病院の運営費補助金というのがあります。これについて、今までなかったもので、新たに今回厚生病院できる関係でできたあれだと思っておりますけれども、その辺について説明をお願いします。
秋間 委員長 大森保健 福祉課長	保健福祉課長。 保健福祉課長、大森より説明させていただきます。 これは、26年度の補正予算から、26年度から帯広厚生病院の運営費補助金といたしまして、厚生病院の5部門の不採算部門を支援するというので、十勝全市町村で運営補助を計上しております。そのうちの分が418万円ということで、これは特別交付税を活用いたしまして、全市町村の3億円の中で市町村の負担割合が実績の患者数割の70%と均等割の30%という補助金の中の割合で市町村別に算定しております。土幌町の分が418万円ということで今回計上しております。 以上でございます。
秋間 委員長 中村委員	9番、中村委員。 いわゆる26年度分の補正ということなのですからけれども、ということは今新たに移転になって、そのための町村の負担金とかありますよね。それが新たにまたこれにプラスされ、今後はプラスされていくということなのですか。
秋間 委員長 柴田 副町長	副町長。 これは、今まで厚生病院の救急救命センターに対して補助金を出していたのですが、これ以外不採算部門に対しての補助金についても特別交付税が認められるということで、これらについてもあわせて補助金で交付してくれという要望が厚生病院側からあったものですから、その救急救命センターとあわせての不採算部門に対する補助金だということで、今年の26年度補正もさせていただいたということで、その継続ということであります。
秋間 委員長 中村委員	9番、中村委員。 ということは、毎年来るとということなのですか。その金額については、そのときのかかった率によって、要するに救急病院のかかったやつによって、またトータルで計算してやるから、金額的には多少変更あるということなのですね。
秋間 委員長 大森保健	保健福祉課長。 保健福祉課長、大森より説明させていただきます。

福祉課長 この3億円というのが特別交付税の額、今回の額で、これが下がった場合はまた管内で調整しまして下げるということになりますので、この枠内で補助をするというふうになっております。

以上でございます。

秋間委員 11番、大西委員。

委員 大西委員

考え方を町長にお聞きします。国保の中に一般財源から入れていますよね。それで、町民の中には国保と社会保険といいますよね。社会保険のほうは一般会計から入れていませんよね。そのシステムってわからないのだけれども、それで介護保険も40歳以上の人しかサービス受けられないから、一般会計から入れることはどうなのかなという話ありますよね。これって、国保は一般会計から入れてもどうなのかなと思うのですけれども、介護保険に一般会計から入れることはそういう理由で、だめとは言っていないよね、国は。だけれども、適当ではないということなのですから、その辺の整合性というのはどうなるのか。システムはよく、国保と社会保険と。介護保険はわかりますけれども、その辺はわからないので、一般会計からこんなけ入っているということはどういうことなのかなと思うのですけれども、その辺考え方として介護保険にも入れられるのではないかというのならそれはそれで聞きますけれども。

秋間委員 町長。

委員 小林町長

社会保険は別ですから、それは社会保険の中で運営をしていくわけですからいいのですけれども、国保も介護保険もそうですけれども、もともとは目的税ですから、本来は国保税で全部賄うというのが原則でありますけれども、ただそれぞれこれまで経験したように国保については被保険者のほとんど今は就業しない人に構造が変わってきたという。当時は農業者だとか事業主だとかということが多く被保険者だったわけでありまして、今の状況でいくとほとんど無職者が多くなってきたという状況の中で国保会計がもたないということで一般会計から出さざるを得ないということなのですから、ただ今後のことでいくと、国保も基本的には都道府県単位の広域化に進めていくという、そういう動きの中で、その部分は解消されていくのかなという感じがするのですけれども、介護保険もそういう面では目的税化ということは同じなのかもしれませんが、国の指導としてはできる限り入れないようにということですから、国保はほとんど入れているかもしれませんが、介護保険は入っていないという状況でありますけれども、私どももできる限り利用というのですか、それを例えば在宅にシフトしていくという、そういうやりとりの中でやっていく中で、基金を調整しながらできる限りやっていくということか

らすると、介護保険の中にはどうしても足りなくなれば借り入れをするという制度がありますから、そういう制度を使っていけということなのでありましようけれども、できる限りそういう制度の中でやっていく。将来どうしても入れざるを得ないということもあるのかもしれないけれども、私どもとしてはできる限り入れない方向で財政運営をしていきたいなというふうに思うところであります。

秋 間 11番、大西委員。

委員 長
大西委員

道単位になっても、一般会計から入れていかないとやっていけないのだと思うのです。町長の言うのはわかるけれども、ここでなるべく町長から幾らぐらいに介護保険がなれば一般財源から入れなければならぬだろうなというのを聞き出したかっただけで聞いているだけです。だから、町長がもう我慢できなくなったころというのは、何を想定するのか。それは、知っておかないと後々困りますから。それだけこっち譲歩してしゃべっていますので、町長の考えをお聞きします。

秋 間 町長。

委員 長
小林町長

町の姿勢としては、これはまた介護保険料はサービスとの見返りですから、サービスをどうするかということでもありますけれども、私どもとしてはできる限り介護保険料と制度の例えば基金あるいはその借り入れも含めてそういう中で運用していきたいというふうに考えているわけですが、ただ将来的にどうしてもそれは限界だ、これ以上ということでは一般会計から入れざるを得ない状況があるかもしれませんが、そのときは入れていくという判断もあるのかなというふうに思っているところでありますけれども、今のところはできる限りそういう中でやっていきたいというふうに思います。

秋 間 11番、大西委員。

委員 長
大西委員

昔国保1年かからなかったら、議会の前にここで表彰やっていたのだけれども、私の先輩の矢坂議員が提案して、そういう制度をつくってきたのですけれども、このごろ全然ないからやめたのか対象者がいないのか、まだあれは継続しているのか。商品券か渡して、ここで表彰状やっていたのですけれども、あれは対象者がいないのかどうなのか、やめたのかお聞きします。

秋 間 保健福祉課長。

委員 長
大森保健
福祉課長

たしか平成17年度ぐらいにこの制度をやめているのではないかと
うふうに思っております。

秋 間 暫時休憩いたします。

	委員長	暫時休憩
	秋間委員長	休憩を解きます。 質疑を行います。ございませんか。 (なし)
	秋間委員長	それでは、質疑がなければ説明員の交代をここでしたいと思います。 なお、2時35分まで休憩といたします。 午後 2時22分 休憩 午後 2時34分 再開
説明	秋間委員長	休憩を解きます。 次に、労働費、農林業費、商工費について説明願います。産業振興課長。
	高木産業振興課長	産業振興課長、高木から説明をさせていただきます。 67ページの5款1項1目労働諸費については、前年度同額の2,085万9,000円を計上したところです。前年と同様の内容で19節負担金補助及び交付金では、定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金として1,000万円を計上し、賃貸住宅を建設した者に対して助成するものであります。その他につきましても前年度と同様の内容でございます。21節貸付金につきましても前年度と同様でございます。特定財源としましては、労働者福利厚生資金預託金回収金800万1,000円、勤労者福祉資金貸付金償還金40万円であります。 2目失業対策費ですが、前年度比1,000円減の308万4,000円を計上したところでございます。前年と同様の内容で13節委託料では失業対策事業委託料300万円、68ページの19節負担金補助及び交付金では十勝北西部通年雇用促進協議会負担金8万4,000円を計上しております。 以上で説明を終わります。
	秋間委員長 増田建設課長	建設課長。 建設課長、増田から説明させていただきます。 3目勤労青少年アパート管理費は、フレンドハウスの運営に係る必要経費を計上しております。本年度計上額は891万8,000円で、対前年度比3万2,000円の増額となっております。各節の計上内容は、ほぼ前年度同様の内容となっております。特定財源につきましては、勤労青少年アパート使用料273万6,000円、雑入金78万2,000円を計上しております。 以上で説明を終わります。
	秋間	農業委員会局長。

委員長
遠藤農委
事務局長

農業委員会事務局長、遠藤から69ページ、6款1項1目農業委員会費について説明いたします。

今年度の予算総額は4,192万8,000円で、前年度対比610万1,000円の増となっております。主な要因といたしましては、2節から4節にかけた人件費4名分で597万4,000円増の2,951万円、13節委託料では農地基本台帳システム保守料に21万6,000円の増の71万6,000円と、予算書の説明には内訳が記載されておりませんが、27年度新たに農地基本台帳整備に伴う地図情報システム改修委託費で、これは現在の農地基本台帳の地図システムは貸借地については対応できていないため、地図システムに貸借地を記入しても農地基本台帳を更新した場合、その貸借地の図面が消えてしまうため、更新しても消えないように新たにレイヤを増設するもので、これに211万7,000円増の合わせて283万円。14節使用料及び賃借料では、自動車借り上げ料で14万円増の76万4,000円を計上し、その他の節については前年同様の計上額、内容となっております。特定財源につきましては、農業委員会交付金490万円のほか3件で、566万8,000円を充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木から説明をいたします。

2目農業総務費は、前年度比75万7,000円減の9,474万3,000円を計上したところです。減額の要因は、共済会計の事務費繰出金の減であります。2節から4節までは、職員6人分の人件費。70ページの19節負担金補助及び交付金は、農業共済事業特別会計の職員給与費負担金551万6,000円など。28節繰出金は、農業共済事業特別会計の事務費繰出金を前年より100万円減の4,800万円を計上したところであります。特定財源としましては、農業共済会計からの職員給与費負担金486万円であります。

次に、3目農業振興費は前年度比664万1,000円減の2,464万5,000円を計上したところであります。減額の要因は、19節負担金補助及び交付金で、農業経営基盤強化資金利子助成金の減によるものであります。8節では、新たに担い手相談員報償として60万円を計上。13節では、新たに農振計画情報管理環境構築委託料として農振計画の大幅見直し後の情報を管理するシステムの構築の委託料として49万7,000円を計上。19節負担金補助及び交付金は、ほぼ前年度と同様に各種負担金、助成金を計上しておりますが、上から5行目の農業担い手支援協議会活動助成金を前年より協力員費用弁償分30万円を減額し、91万円。7行目の農業経営基盤強化資金利子助成金を償還利子助成の減に伴い49万1,000円減の1,117万円。一番下の家畜ふん尿バイオガスプラント

整備推進助成金は、前年度より開始したバイオガスプラントの固定資産税の一部を助成するもので、評価額の減により前年より155万2,000円減の301万9,000円を計上したところです。25節積立金は、農業災害対策基金積立金15万1,000円を計上したところです。特定財源としましては、有機資源循環施設使用料、農業経営基盤強化資金利子補給補助金、青年就農給付金事業費補助金、農業災害対策基金利子収入、雑入金など、合わせて国、道支出金708万4,000円、その他198万6,000円を計上したところです。

次に、71ページ、4目農業振興基金運用事業費については、基金運用委員会の決定を踏まえ、2,710万4,000円増の4,611万3,000円を計上したところです。大幅増の要因は、2年に1度実施している海外農業事業視察研修事業助成金と、前年度は補正予算に計上しました農業女性研修事業助成金であります。19節負担金補助及び交付金では、海外農業事業視察研修事業助成金として16名分、1,140万円、農業女性研修事業助成金として137名分、1,918万円、産業担い手確保育英事業助成金は農業大学の研修経費助成で1人25万円で2人分、50万円を計上しております。農業空袋処理事業助成金32万9,000円、農業廃棄物処理事業助成金206万4,000円は、前年度と同様の事業を行うものでございます。25節積立金は、特別基金分として1,261万4,000円を計上したところです。特定財源としましては、農業振興基金利子収入（一般分）602万円、（特別分）1,261万4,000円、基金繰入金2,747万9,000円を合わせまして4,611万3,000円を計上したところであります。

次に、5目農業振興人材育成基金運用事業費については、基金運用委員会の決定を踏まえ、前年同額の404万8,000円を計上したところです。19節負担金補助及び交付金では、文化交流学生派遣事業負担金、農業後継者等海外研修助成金、農協青年・女性部研修講座等受講助成金、人材育成団体活動助成金、それぞれ前年度と同様の事業を行うものでございます。特定財源としましては、農業振興人材育成基金利子収入113万円を計上したところであります。

次に、6目畜産事業費は前年度比297万9,000円減の424万1,000円を計上したところです。減額の要因は、19節の酪農ヘルパー事業助成金の減であります。72ページの19節負担金補助及び交付金では、各種畜産関係団体への助成金及び負担金で、おおむね前年度と同じ内容ですが、6行目の全日本ホルスタイン共進会負担金5万円と7行目の土幌町酪農畜産クラスター研修会負担金3万円を新たに計上、一番下の酪農ヘルパー事業助成金では本年は組合が実施する酪農振興対策事業がないことから、300万5,000円減の185万円を計上したところであります。特定財源としましては、家畜伝染病予防手数料取り扱い委託金27万4,000円、酪農振興基金利子収入32万5,000円、肉用牛生産安定事業基金利子収入3万6,000円を計上したところであります。

秋 間
委員 長

以上で説明を終わります。
これより暫時休憩といたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時46分 再開

秋 間
委員 長
増 田
建設課長

休憩を解きます。

建設課長。

建設課長、増田から説明させていただきます。

予算書とあわせまして、予算説明資料9ページから11ページ並びに16ページを参照願います。

7目土地改良事業費は、町が実施する農道事業3地区分の事業執行にかかります経費と道営畑総営農用水草地整備事業の合わせて6地区分の事業に係る地元負担金並びに多面的機能支払い交付金事業に伴う9地域保全隊の補助金のほか、農業用地施設の維持管理等にかかわる経費を計上しているものでございます。本年度計上額は、4億1,411万9,000円、対前年度比1億889万5,000円の増額計上となっております。主な増額要因は、13節委託料で調査設計委託料5,700万円の増額、15節工事請負費が4,000万円の減額、19節負担金補助及び交付金で9,446万円の増額計上となりました。この内訳は、農道事業3路線のいずれも新規事業のため調査委託業務がふえ、工事請負費が減額となりました。また、負担金については、来年度から多目的機能支払い事業が負担金方式から補助金方式に転換したための増額となったところでございます。これまで説明しました以外の節は、ほぼ前年度同様の計上となっております。特定財源は、ここに記載のとおり各事業に関連します道営土地改良事業受益者分担金2,187万5,000円のほか、補助金、委託金並びに各種事業債等を計上しております。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木から説明をいたします。

8目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費につきましては、前年度比33万8,000円増の1,047万4,000円を計上したところです。19節負担金補助及び交付金については、農地利用集積円滑化事業助成金として324万8,000円、25節積立金は農地利用集積円滑化事業基金積立金720万2,000円を計上したところです。特定財源としては、農地利用集積円滑化事業基金利子収入446万1,000円及び雑入金601万3,000円、合わせて1,047万4,000円で、全額特定財源を見込んだところです。

次の農地集団化事業については、事業がないことから廃目となっております。

74ページをお開き願います。山村振興特別対策事業施設費及び食品

加工施設費は廃目となり、教育費で予算が計上されております。

続きまして、2項林業費、1目林業振興費について説明いたします。この目には、民有林振興に係る予算と有害鳥獣対策に係る予算を計上させていただいております。前年度比363万7,000円減の1,244万円を計上したところです。減額の要因は、未来につなぐ森づくり推進事業補助金及び前年にありました有害鳥獣駆除無線機導入助成金の減でありました。初めに、有害鳥獣対策に係る予算について説明をいたします。8節報償費から13節委託料までは全額、19節負担金補助及び交付金のうち猟友会有害鳥獣駆除助成金、銃猟免許新規取得者助成金、地域エゾシカ対策事業助成金で総額396万3,000円であります。次に、民有林振興に係る予算につきましては、19節負担金補助及び交付金の下から2つ目に未来につなぐ森づくり推進事業助成金、前年より266万1,000円減の804万1,000円を計上しておりますが、植林が51.26haと前年より減少をしております。この事業は、平成23年度から32年度まで行われる事業で、伐採後の確実な植林等を支援する事業で、特定財源は未来につなぐ森づくり推進事業補助金494万8,000円であります。そのほか、19節の上から4つは各種林業団体への負担金を計上、その下の十勝森林認証取得協議会負担金は十勝管内の森林組合と市町村が参加し、民有林と市町村有林の適正な管理を第三者機関が保証する森林認証を取得するため新たに協議会を設立するもので、森林認証の取得費用として負担金22万9,000円を計上したものであります。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
増 田
建設課長

建設課長。

建設課長、増田から説明させていただきます。

2目林道費では、継続事業であります道営森林管理道ワッカ美加登線開設事業で、この事業にかかわります地元負担金といたしまして、事業費の25%分を19節負担金補助及び交付金で1,500万円、対前年度比で250万円の増額計上をしております。次に、特定財源につきましては、辺地対策事業債といたしまして1,350万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木から説明をいたします。

7款1項1目商工振興費については、前年度対比1,370万6,000円増の1億2,368万9,000円を計上したところです。増額の要因は、19節、企業立地促進奨励金の増によるものであります。2節から7節までは、一般職2名及び臨時職員1名分の人件費であります。8節報償費は、商工観光活性化専門員の人件費を前年まで賃金で計上しておりましたが、アドバイザーとして新拠点の計画等にかかわっていただくことと

し、商工観光活性化専門員報償として60万円計上いたしました。76ページをお開き願います。19節負担金補助及び交付金では、2行目の十勝地域産業活性化協議会負担金9万4,000円を新たに計上しました。これは、従前の十勝田園地域産業活性化協議会が解散し、平成26年度に新たに設立された協議会の負担金でございます。次に、5行目のタウンプラザ建設資金元金補助金259万円については、27年度で償還が終了いたします。次に、商工業活性化推進事業助成金は前年度より77万円を増額し、1,425万5,000円を計上しております。内容を新たに青年部地域活性化支援事業として50万円を計上したほか、空き家等の解体整理事業の補助上限額の引き上げ、商店街空き店舗対策事業では空き店舗の改修、取得費に係る補助率を2分の1から3分の2へ引き上げるなどの制度拡充を図るもので、その他は前年と同様でございます。次に、商品券発行事業助成金は、前年度と同額の1,000万円で、プレミアム商品券の発行事業を継続しようとするものであります。次に、企業立地促進奨励金ですが、士幌町企業立地促進条例の規定によりまして、ホクレンくみあい飼料に交付している奨励金でありますけれども、平成24年度から26年度までの3年間は町内に居住する社員数に応じた雇用奨励金のほか固定資産税の一部を減免してきましたが、4年目以降は固定資産税の一部減免が終了することから、引き続き2年間は減免額に相当する額を立地奨励金として交付するもので、1,478万円増の2,270万円を計上しております。次に、住宅リフォーム費用助成事業補助金ですが、25年度から開始した事業でリフォームに係る工事費の10%相当を商工会商品券で助成をしようとするもので、平成26年度の実績を勘案して100万円減の210万円を計上しております。21節貸付金については、前年度と同様に中小企業者事業資金融資預託金2,000万円を計上しております。特定財源としましては、生き生きまちづくり基金繰入金1,343万6,000円、中小企業者事業資金融資預託金回収金2,000万5,000円であります。

次に、2目観光振興費については、前年度比4,959万1,000円増の1億3,923万6,000円を計上したところです。増額の要因は、新拠点基本設計、実施設計委託料などの計上によるものであります。8節報償費では、町内温泉施設の無料入湯券取り扱い報償費を前年同額の680万円を計上しております。11節需用費ですが、修繕料351万7,000円は、ピア21しほろ、しほろ温泉プラザ緑風、士幌高原ヌプカの里の3施設分であります。13節委託料では、道の駅ピア21しほろ管理運営委託料は前年同額の664万9,000円、しほろ温泉プラザ緑風指定管理委託料は大浴場の特別清掃と道の駅としての観光案内人の人件費をプラスいたしまして、202万3,000円増の882万4,000円、士幌高原ヌプカの里指定管理委託料は前年同額の1,071万8,000円を計上しております。今年度新たに下から3行目の新拠点基本設計委託料1,300万円、次の新拠点

実施設計委託料2,700万円ですが、新拠点の新道の駅整備に係る測量、建物あるいは外構の基本設計、それから実施設計、運営計画の策定の費用として合計4,000万円計上しております。次の観光施設経営診断委託料300万円ですが、道の駅しほろ温泉及びピア21しほろを管理運営しているベリオール及び物産振興公社の経営診断を行い、経営改善を行っていくものであります。15節工事請負費については、土幌高原ヌプカの里施設整備の改修工事として前年度同額の400万円を計上し、年次的に建物の塗装などを実施することとしております。道の駅ピア21しほろ施設整備改修工事として60万円を計上、道の駅しほろ温泉施設整備改修工事700万円はプラザ緑風の節電のための照明のLED化を行うものであります。18節備品購入費については、道の駅ピア21しほろ、しほろ温泉プラザ緑風、土幌高原ヌプカの里の3施設の備品購入費として580万円を計上しております。ピア21しほろのアイスクリーム製造の生乳殺菌機、しほろ温泉の炊飯器などの更新を予定しております。19節負担金補助及び交付金については、記載の各種団体に対する負担金及び助成金ですから、上から2つ目の土幌町観光協会負担金として前年より30万円増の190万円計上、これは通常分については前年同様の100万円、特別分として札幌のオータムフェストへの出店経費として80万円を計上したところであります。次に、最後の行で下居辺交流施設運営費補助金として647万7,000円増の1,277万3,000円を計上しておりますが、A重油代の高騰による価格差分及び修繕料の2分の1の補助に加えまして、電気料値上げ分の補助を行うものであります。21節貸付金は、第三セクター貸付金2,500万円ですが、ベリオールに対しての運転資金の貸し付けを行うものでございます。

以上で説明を終わります。

質疑
秋間
委員長
大西委員

説明が終わりましたので、労働費、農林業費、商工費について質疑を行います。ございませんか。11番、大西委員。

今一番最後に言った第三セクター貸付金2,500万円、それと指定管理者の金額ですが、今言った値上げの分についてはA重油と電気代と何か言ったけれども、バイオガスもあったり、ふんもあったり、余り言いたくないけれども、そういうところの経営状態以外に何かそういうものが付加されて赤字がふえてきているのだと思うけれども、2,500万円貸し付けしているけれども、病院の減価償却費と違って、これは完全に借金ですから、いつか返してもらわないと町も困るのだと思うのです。だけれども、これから努力はしてもらわなければならないけれども、どう考えても2,500万円をベリオールから町に返してもらうということはなかなか不可能だと思うのです。この数字だけどんどんどこどこふやしていけば、いいのかということになってしまうので、何か観光診断に300万円かかるとかというけれども、そういう人が来てやって、本当に経営改善できるのなら誰も苦労しないのだけれども、

そんなところに300万円だったか30万円だったか、何かかかるのだけれども、本当に根本的にやっていかないとならないし、去年あたりは結構合宿のまちづくりでいろんな人が泊まったり、フットサルなんか何百人も来たから、しほろ温泉もびっちり何時間もいっぱいになったりなんかしながらやってきた。今年は、どうも合宿のまちづくりも何か余力入っていないみたいですし、何かやらないと、貸し付けはふえていくよと、赤字になったら困るから、指定管理者の分を上げていくかみたいな話でやっていっても、町長、診断士呼んで調べるからと言うけれども、それでこれが黒字になっていくと思わないし、最終的にこの2,500万円から、そのうち3,500万円、4,000万円になっていくのだと思うけれども、これをどういうふうにしたら、町長、消化できますか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

本体の営業もいろいろあるのでありますけれども、言われたようにバイオガスの部分もなかなかうまくいっていないということもあるわけでありまして、一つ全体的に見ましてももう少し、全体的にどこに問題があるのか点検をしようということで今年委託をかけてやるのですが、あわせて一回町としても全体的な見直しをしたいということで、特にバイオガスの部分については少し分担をして、バイオガスしている農家は農家で、それは来てもらうし、それからもう一つフグの関係については、基本的に北日本エネルギーに私ども貸し付けして、少なくとも償還金についてはそこから、あと委託管理については任す方向で現在協議しているところで、年度内にそういう協議をして、少し本体部分に特化する形でやっていきたいというふうに思いますので、貸付金もこれ以上ふやさない努力はしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

町長、そうやってしまうから後々問題になるのです。町長が赤字補填しないと行ったから赤字補填できないからいろんな方策考えてしまうし、ここでこれ以上はもうふやさないようにしますと言うと、今度ふやすと困るので、余り言うてしまうと、俺記憶力いいから覚えているので、何年も前のこと。だから、いずれにしても今町長言うように、温泉の経営だけでなく、いろんなバイオガスだフグだとくっつけてしまうから、その負担がどんどん、どんどんふえていくのも事実なのです。ただ、本体経営のために合宿のまちづくりや何かでそういう合宿に来た人を泊めたりなんかしたりするのはいいですけども、もうかるものはくっつけてもいいけれども、負担になるものがあそこに押しつけないでほしい。ほしいって、俺経営しているわけでもないけれども、

そのために本当にもうちょっと委託料を上げて、2,500万円を少しずつ下げていくようにしていかないと、赤字補填はしないというのなら、それより方法ないのです。それは、議会の中でもある程度、もうあれをつぶすわけにいかないから、まあまあそんなのは承認していきのだと思うので、そういうやり方でこれを減らすことをまず考えていかないと、町長の言うこれ以上はもう出しませんと言っても絶対出すから、それはもう火を見るよりも明らかですから、指定管理者の部門で何とか、少なくとも5年ぐらいの間にこれをゼロにしていくようなことを考えてもらえば、5年なら500万円ずつふやしてやれば消える話ですから、お願いするって俺もおかしいけれども、そういう手法を使ったらどうでしょうか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

今おっしゃったような方向ですけれども、要するに本体部分に少し特化をしながら運営をしていくというようなことで、そのほかの部分は少し民間なら民間におろすというような方向をしながら、できる限り貸付金を減らす努力もこれからしながら、集中的に改善対策をとりたいと思います。

秋 間
委員 長
清水委員

8番、清水委員。

今大西委員からそういう町長にたつての要請もあったのですが、私もベリオールの運営状態聞いていて非常に危惧していることがあるのですが、やはりあそこで働く人たちが生き生きと働けるという環境をつくっていかないと、そこに訪れる人たちにも、それはやっぱり感じられるのです。ですから、やはりもう少し委託料を上げて、繰り返しになりますけれども、あそこで働く人たちもそれなりに励みになるという環境をつくっていくということが観光に訪れる人たちに対してのやっぱりサービスにつながっていくというふうに思うのです。これは、なるほど、そういうことがあるのだなというふうに思ったのですが、あそこで宿泊をして、宴会をされるお客さんに対してのサービスが非常に悪い。何が悪いかというと、一定の時間になると、あそこにいるメイドさんと言ったらいいのですか、帰ってしまう。誰もいない。それで、あとはそこに残ったお客さんがお湯を持ってきたりお酒を、そこにあるのでしょうか、それはわかっているのです。それを持ってきて、みんな自前でやらなければならない。一つも楽しくないというのです。それは、そこの運営をどうするかということになっているのだと思います。しかしながら、そこに宿泊したお客さんたちにとっては、このシステムはそうなのだというふうに理解すればいいですけれども、やはりそういうお客さんばかりではないですから、あそこへ行くと、つまらないよねというふうにならないようにしてあげないといけない

秋 間 委員 長 小林町長	<p>のではないかというふうに思うのですが、どうですか。</p> <p>町長。</p> <p>指摘いろいろあったわけでありませけれども、ベリオール、先般私たまたま札幌に行ったら、土幌のプラザ緑風のお湯ってすごくいいよねという話を聞かされた。そういう話が結構観光業者の中にもあるという話なので、十勝川よりいいよねという話を聞いたのだけれども、あとは今言われたようにサービスと食べ物をどうするかだというふうに思うのでありますけれども、株式会社だということである程度町も施設設置の責任者ということで私ども介在して、先ほど大西委員に申し上げたとおり、集中的に改善に向けた取り組みは行っていきたいというふうに思いますので、そういう中では今の清水委員おっしゃられた働く人たちのモチベーションを持つということも大切です、さらにはサービスそのものを会社としてきちんと徹底をしていくということも大事なことです、そういうことにかかわってしっかり町としても指導していきたいと思しますので、ご理解いただきたいと思ます。</p>
秋 間 委員 長 清水委員	<p>8番、清水委員。</p> <p>それで、やはり委託料を上げないと、そこで働く人たちの給与を上げるということもできないわけですから。そうすると、先ほど話したように、もう時間になったら、そこで働いている人たちは皆帰ってしまう。そうでなくて、宿泊客がいて、そういう宴会が予定されているときには、それなりにきちっと何人で対応するのかと。そういう体制をとってもらおうということによって、お客さんはそこで気持ちよく宴会できるわけですから、そういうふうにして体制をとってあげるということによって、やはり利用客がふえる、訪れてくれるお客さんがふえていくわけですから、そういうことはそこに宿泊したお客さんたちが宣伝してくれるのです、いいことにつけ悪いことにつけ。そういうふうにつながっていくわけですから、そういう体制をぜひとってあげて、町挙げてこれは盛り上げていかなければいけない観光施設の一つですから、そういう点ではもう少し力を入れて体制を整えていくということが必要なのだと思ます。</p>
秋 間 委員 長 細井委員	<p>5番、細井委員。</p> <p>72ページ、畜産業費の19節です。一番最後の酪農ヘルパー、この助成金が昨年度の予算書からかなり大幅な減額となっておりますけれども、先ほど課長の説明でも減額になったということでありましたけれども、詳しい減額理由がありましたらお聞かせ願いたいと思ます。</p>
秋 間	産業振興課長。

委員長 高木産業 振興課長	酪農ヘルパー事業助成金の部分でございますけれども、前年より減額になっているという部分で、このヘルパー組合のほうの特別事業が27年度についてはなくなった関係でこの額になっていると。ヘルパー組合自体の運営費補助としましては、町が185万円でJAが150万円という形で運営してございますので、今年度については前年と同額の実質助成をしているということでございます。
秋間 委員長 細井委員	5番、細井委員。 前年同様ということで、事業の中身が少し変わったということなのですけれども、JAと土幌町の情勢なのですけれども、これやっぱり何か変ではないかなと思うのです。JAが150万円で町が180万円というのも何か腑に落ちないような気がしますので。
秋間 委員長 高木産業 振興課長	産業振興課長。 JAが150万円で町が185万円の差があるという部分につきましては、酪農振興基金の利子収入がありますので、その分を町のほうが、本来一般財源で助成しているのが150万円と、それに利子分をこれに上乗せして出しているという経過でそういったことになってございます。
秋間 委員長 清水委員	8番、清水委員。 70ページの農業振興費、8節に先ほど説明がありました。担い手相談員報償で60万円を計上しているのですが、担い手相談員とはどういう仕事をされるのか。どなたにこれはお願いしようとしているのか説明をしてください。
秋間 委員長 高木産業 振興課長	産業振興課長。 担い手相談員の部分でございますけれども、土幌町担い手支援協議会、いわゆる農業の担い手の確保の部分で、従来花嫁対策の協議会だったのですけれども、こちらのほうの相談員ということで新年度新たに1名の相談員を置くというものでございまして、詳細につきましては農業委員会のほうからお答えいただいたほうがいいかなと思っております。
秋間 委員長 遠藤農委 事務局長	事務局長。 農業委員会事務局長、遠藤からお答えします。 担い手相談員の業務としましては、各種交流会へ参加の声かけ、募集とか交流会への随伴、さらには女性との交際時あるいは結婚後のフォロー、町内の未婚者の情報収集等を担当していただいております。

秋 間 委 員 長 清水委員	<p>以上でございます。</p> <p>8番、清水委員。</p> <p>そうすると、現在依頼している方が継続してそのまま続けるということですね。</p>
秋 間 委 員 長 遠藤農委 事務局長	<p>事務局長。</p> <p>実は、担い手相談員の関係なのですけれども、平成17年度から中谷担い手相談員1名と、また平成23年度から推進協力員として2名の方を配置しまして、そして3名体制で相談業務をお願いしておりましたが、年齢的あるいは体調的にも期待に応えられるような十分な活動ができないという申し出がありまして、3人の方には平成26年度をもちまして若い世代に交代していただくことになり、平成27年度からは新たに別な方を月額5万円、年額で60万円をお願いするというところでございます。</p>
秋 間 委 員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>せっかく農業委員会長が来ていますので、国も婚活には助成金を出してやるということでありましてけれども、国の制度を使つての婚活を来年度はどのようにしようとしているのか。農業委員会として、まずお聞きします。</p>
秋 間 委 員 長	<p>農業委員会会長。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
秋 間 委 員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>前回の決算のときにも農業委員会費の中で大体結婚相談の話でだあつと終わってしまったのです。それは、土幌町に結婚適齢期の男性が90人ぐらいいますよと。その人たちの結婚ができない、それから今言っている少子化に対しても、今回町がなくなるのではないかというもの、20歳から39歳までの子供を産む女性がいらないからというような条件だから、それだったら花嫁対策が一番大事だろうと。90人の適齢期の人、みんな嫁さんもらえばいいのだということで、いろんな話がああとき出たのだと思うのです。それは聞いていると思うのですけれども、それを今までどおりに名古屋だ、大阪だでなく、目先を変える必要もあるだろうし、今度は国から金どんどん来るのだから、東北だとか北海道だとかと土幌をよくわかってきている人が来たほうが、来るのならちゃんと定住してやっていけるのではないかなと思うとかと、いろんな意見がああとき出たと思うのです、決算のときに。大体その話であの話は終わってしまったのですから。それを聞いて、どうしようとし</p>

たのか。この次の予算で、来年度の予算の中にあの意見をどう反映させたのかということを書いてもらわないと、我々ただこの間の決算のときにはかなことを言って終わってしまったなということになってしまうのだから、議会としてチェックして、こうしたらどうなのだと提案しているわけだから、それをどうあの意見を生かしてこの予算に組んだのかということをやっぱり言ってもらわないと、俺たちただばかなことを言ったで終わってしまったら困るので、だからそれを聞きたいのです。

秋 間
委員 長
遠藤農委
事務局 長
瀬口農業
振興係 長

事務局長。

農業振興係長に答えさせます。

農業振興係長、瀬口からお答えします。

今大西町議からお話ありました件につきましては、平成26年の第2回支援協議会の役員会で新年度に向けての事業計画というところが今月末にございます。それに対して、今お話ありました前回の決算委員会での指示いただいた項目について役員さん方に周知させていただく中で新たな取り組みという事業展開をとということで考えさせていただいております。

結果的に今回の予算づけと申しますのは、今質問いただいている部分については担い手相談員の件ですが、それ以外については町のほうから私どものほうに助成金としていただいております。また、農協さんからも助成金をいただいておりますので、それを使わせていただいて、大幅にという形の部分での改善というのは私どもの制度として、事業計画としてなかなか、一歩ずつ進めていくしか方法はないというところですので、去年やらなかったことを今年やらないような形にして、新規なものという形を多く取り上げていくということはなかなか難しいところではありますが、役員さん方との協議の中で地道に取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

前回の決算のときの出した話は、今までどおりのやつをやってきたけれども、結果が出ないと。だとしたら、どこかで見直していかなければだめだという意見が強かったはずだと思うのです。今回は、国も婚活に、農業男性だけでなく、一般の人も含めての婚活だと思っておりますけれども、やはり婚活と名のつくものについては国はふるさと創生で金をどんどん出すと言っているのだから、やっぱりそれを使って、今までやったことで成果があったものはやめる必要ないのです。5年も10年もやってもなかなか成果の出ないものは、またそれを継続するのはおかしいでしょう。2年や3年で変えれと言っていないから。そうい

う意見があのおときいっぱい出たのだと思うのです。だから、今相談員の話だけれども、農業委員会が花嫁対策の予算をもらって、そこで集中的にやってもらっているから、それで我々はその意見を関連で言うのであって、だから農協もやっていると思うのです。農業委員会もやっています。それを2つあわせてでもいいですから、うまく国の制度にのっとって金を少しでも取らないと、町の一般会計からばかりやるよりは、国が一生懸命頑張ったところに出しますよというのだから、一生懸命いろんな案をつくってやればいいのです。今までやってこなかったファイターズの、みんな見に行き、好きな人男女で行ってとか、珍しいことをやってみれば成果が出るかもしれないから、今までずっと何十年もやってもなかなか今成果出ないものは、やっぱりここで変えていかないと。決算のときはそういう話だったと思うのです。だから、今すぐ変えれと言って無理だと言うかもしれないけれども、やっぱり変えるものは変えていかないと。だって、成果出ないもの何ぼやったってしょうがないでしょう。そのぐらいの決断をしないとなかなか花嫁対策って、僕らも2、3回お見合いをやらせてみたけれども、なかなかうまくいかなくて、実績が上がれば威張れるのになんと言ってみんなで考えているのですけれども、いいカップル、2人見合いでうまくいっていても、何か男のほうの考えがどうもうまくいかないからだめになってしまったりして、本当に難しいのです。やってみてわかりました、僕らも。だから、農業委員会も大変だと思うけれども、品変え物を変えてやってみてください。

秋 間 町長。

委員 長
小林町長

さっきふるさと創生の話があったのですけれども、地方創生ですね、それであした、あさってかな、地方創生の補正予算を出していただくのですけれども、そこは農家だけということで、町全体の婚活の推進ということで予算を出していただくのですけれども、今年は農業委員会はずっとやっていますから、農業後継者対策はそのまま予算計上するのですけれども、その中で前回決算委員会に出されたことは一応協議いただくこととするのですけれども、今年地方創生でやるやつの中で農業委員会にも参加してもらいながらやって、今回今までの形からは変えられるのかということについては、また農業委員会と協議しながら、なかなか難しいは難しいのですけれども、より効果上がるようなことで全体的な中で検討するようなことを町として考えていきたいと思えます。

秋 間 11番、大西委員。

委員 長
大西委員

73ページの土地改良事業費の中の19節なのですが、道営土地改良事業の負担金が1億4,500万円ありますよね。土幌町がその工事に負担

する分なのですが、今公共事業が、土幌町もなかなか単費だとか何かがないので、土幌の建設業界は結構困っているのではないのかなと思うのです。この予算書を見ても、仕事が少なくなったと思うのです。それで、これは畑総も道営事業に土幌町が1億4,500万円負担金として出している。それで、土幌町にそのぐらいの仕事は土幌の業者にバックしてほしいというのは昔はよくやれたのだけれども、それは昔は官製談合というそういうものがあったからできたけれども、今はそれが無いと。それで、一時期地域限定型の入札方式というのをやっていたのです。それで、地域限定と言っても、北十勝から足寄まで全部入ったやつを地域限定とやっていたのです。だから、町長が町のセールスマンとして振興公社に建設業協会の会長を連れていっていいのだと思うのです。それで、小さいスパンの地域限定型の入札をやってほしいと。公共事業って景気浮揚のためにやる事業が結構多いのだと思うのです。だけれども、言ってみれば札幌の業者がここで仕事をやって地元には一銭も金落ちないのです。地元の人がやれば、それこそ軍手一つでも地元の商店から買ってくれる。それが地元の景気浮揚になるのだと思うのです。公共事業は、道路つくったり畑直したり、そういうことも一つの方法。その中で、あとは景気対策のために国もどんどん、どんどん出しているのだと思いますけれども、だからなるべく地元の業者がとれる方法で入札やってほしいと。今いろんな方法になってしまいましたから、それを地元にとさないで、地方はだんだん経済参ってしまうので、大きいところだけ残ればいいのなら困るのです。だから、いざこういう東北の大震災みたいになったときに、業者がみんな公共事業を民主党時代に減らされて、みんなやめてしまった。いざこんななったら、今度復興費が6兆円も何兆円も残っていても、普通の東北ならあんなものすぐクリアできるのだけれども、働く人いない、業者いないという形になってしまうので、やはり国土強靱化だとかというそういう計画立てているのなら、建設業がきちっと残っていくような形にしていけないと、減ったりふえたりしていたらどうにもならないし、また雇用の場、これから農家の人もやめたり商店でもやめる人出てくるけれども、やめて土幌町に住んでほしいけれども、働く場所がない。やっぱり年とってから行くって、悪いですけども、農家の人も土を通す仕事だとかなんとかというのはできるのだと思うのです。だから、そういう雇用の場の下支えをするのはやっぱり建設業だと思うし、建設業をちゃんと守っていけないと町も大変だと思うので、1億4,500万円もやって、ほかの業者に持っていかれるぐらいだったら、少しでも地元に戻るように、町長、セールスマンとして建設業協会長と一緒に振興公社、農政部、または土木現業所でも回ってみて、何とか考えてくださいとお願いして、官製談合すれというわけにいかないですから、その辺制度をうまくつくってもら

秋 間
委員 長
小林町長

とを考えてみてほしいなと思うのですけれども。

町長。

今年の補正も来年の補正も一般公共というのは結構厳しくなって、特に土地改良も非常に厳しいということで、特に最近では予算規模はそんなに大きくないのですけれども、例えば防災にシフトしているということですから、道路あるいは土地改良も含めて非常に一般公共事業については厳しくなるということで、そんなことで地元の建設業者にもしわ寄せは行くということでもありますけれども、何とか地元の業者にやれる仕組みということなのですけれども、町の事業についてはできるだけ町の業者にやっていただくということで、何年前か町村会として開発、土現あるいは北海道に対して、今一般競争入札なのですけれども、例えば北十勝なら北十勝エリアでやれるような一般競争入札ということでお話をしたのでありますけれども、なかなか道の事業でいくとある程度安定した業者が確保できないとかということがありますけれども、何とかそういう方向で、また十勝の町村会あるいは期成会レベルでそういう要望をしていきたいと思っておりますし、町単独として、十勝でそういう取り組みを要望することということで話をしていきたいと思うのですけれども、ただもう一つは、人がいないという問題も大きな課題になってくるので、そこもひとつクリアしていかなければならないということでもありますけれども、いずれにしても建設業の皆さん、まさにそうなのです。災害があったときに除雪も含めてですけれども、業者がいないと、一定程度安定していないと地域の安全というのか、そういうのを防災も含めて確保できないということも視点に入れながら、今後も適切な町内の事業者、建設業者が営業ができるという、そういうことも今後配慮していきたいと思っております。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

町長の言われるとおり、農政部も結構ずるいのです。昔は、まだまだ良心的でした。1億円の仕事を小さい業者にもやらせるために、1億円の仕事を1,000万円ずつ10個に切って、10個の業者に渡すというようなやり方をやってくれたのです。ただ、あのら事務的にはそんなもの1億円を1本でやったほうが楽なのです。今そんな制度でやるから、ランクの下の方は入札できなくなってしまっているのです。だから、なるべく国、道に言って、大きい仕事は地方なんかそんなにないのですから、Aランクの仕事をやれる人は。ですから、C、Dの人が大変なのですから、そしてそういう業者ほど町の今言う除雪だとか何とか、いろんなそういう困ったときに頑張ってもらえるのだから、何とか小さい区切りにしてほしいと。一遍にそれは10なら10出したほうが楽に決まっていますけれども、そういうこともお願いしてもらっ

たほうがいいのかと思います。

秋 間 町長。

委員長

小林町長 今おっしゃったように、A、Bといふとなかなか町村の業者ではやるという規模の事業でないので、今言われたようにC、Dの仕事に対応できるような発注の仕方というのですか、それについてまた開発なり土現なり道に対していろんな形で話をしていきたいと思います。

秋 間 そのほかございませんか。ないようでしたら終わりたいと思います

委員長 けれども、あれば休憩にいたしますけれども、ありませんか。

(な し)

秋 間 質問がないようでございますので、それでは本日の予算審査特別委

委員長 員会はこれにて散会いたします。

なお、明日午前10時から再開いたします。

(午後 3時33分)